

おいしく イキイキ 食育プラン

「第二次福島県食育推進計画」



平成 22 年 3 月

福 島 県



## はじめに

「食べること」は生命の源であり、私たちが健康で生きていく上で欠かすことのできないものです。

今日、私たちの周りには、たくさんの食べ物があり、好きなものをいつでも食べることができますが、その一方で、食料自給率の低下や食の安全・安心への不安、個人のライフスタイルが多様化する中での肥満や生活習慣病の増加など、様々な課題が見られています。

食事は、空腹を満たせばよいというものではありません。もっと自分の食生活に気を配り、食べ物がどのようにして生み出され、どのような過程を経て食卓に届くのかについて理解を深め、食べることが心身の健康にどれほどの影響を及ぼすかについて学び、そして、食べることの楽しさや大切さに気づくことが重要です。

福島県は豊かな自然に恵まれ、様々な食料が生産されており、こうした農林水産業の営みや地域に根ざした食文化を体験することができる素晴らしい環境にあります。

この環境を十分に生かして、子どもたちから、しっかりと食に関する知識と良い習慣を身につけ、健全な食生活の実践を通して、豊かな人間性と生涯にわたる健康を維持できるように、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進していくことが望まれます。

本県では、平成 22 年度から「福島県総合計画 いきいき ふくしま創造プラン」をスタートさせ、～人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくしま”～の実現を目指すこととしております。

この実現に向け、食育についても一層の充実を図るため、今般、「食を通して ふくしまの未来を担う人を育てる」を基本目標とする「おいしく イキイキ 食育プラン」第二次福島県食育推進計画」を策定いたしました。

今後、庁内関係部局を始め、県民と市町村、教育・保育関係者、農林水産業者、食品関係事業者、NPO・ボランティア等が横断的に連携した、県民運動としての食育のさらなる展開を期待しております。

最後に、計画策定に当たりまして、御意見や御助言を頂きました「福島県食育推進ネットワーク会議」の委員の皆さんを始め、県民の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

福島県知事 佐藤 雄平

# 目 次

計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の期間	
3 計画の位置付け	
計画策定の背景	3
計画の推進体制等	10
1 計画の推進体制	
2 計画の進行管理	
3 計画推進における関係者の役割	
計画の基本目標	12
計画の視点と推進の方向性	14
1 家庭と地域における食育の推進	
2 学校、保育所等における食育の推進	
3 県民運動としての食育の推進	
4 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進	
5 食の安全・安心と環境との共生を重視した食育の推進	
施策の体系	16
食育に関する具体的取組み	17
1 家庭と地域における食育の推進	17
(1) 家庭における望ましい食習慣の確立	17
(2) 地域における食生活改善の推進	21
(3) 食品関係事業者、農林漁業者等における食育の普及啓発の連携 ・推進	23

2	学校、保育所等における食育の推進	24
(1)	望ましい食習慣の形成	24
(2)	指導体制の整備	27
(3)	子どもの発達段階に応じた食育の推進	29
(4)	豊かな食育体験の推進	31
3	県民運動としての食育の推進	34
(1)	食育推進運動の展開	34
(2)	市町村、関係団体、食品関係事業者等との連携	36
(3)	食育推進ボランティア、NPO等の育成	37
4	食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進	39
(1)	生産者と消費者の交流の促進	39
(2)	地域資源の活用促進と地産地消の推進	41
(3)	食文化の継承を通じた食育の推進	43
5	食の安全・安心と環境との共生を重視した食育の推進	45
(1)	調査研究の推進と情報の提供	45
(2)	食品の安全性などの情報提供と理解の促進	46
(3)	環境と共生する農業の理解促進と「もったいない運動」の推進	48
	参考資料	50
	用語の説明	
	食育基本法の概要	
	国の食育推進基本計画の概要	
	福島県食育推進ネットワーク会議設置要綱・委員名簿	

## I 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨

本県においては、平成 19 年 3 月に、おいしく イキイキ 食育プラン「福島県食育推進計画」を策定し、その目標実現のため、庁内関係各課からなる食育推進庁内連絡会議を組織するとともに、県内各地域において関係組織が連携し、横断的に食育に取り組むことができるよう「福島県食育推進ネットワーク会議」を設置し、推進に努めてまいりました。

計画策定から 3 年が経過し、県民の食にかかわる状況では、児童生徒の朝食欠食や子どもの肥満傾向の問題、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）（\*1）の増加などの健康課題は引き続きあり、また、幼児の朝食欠食や安全・安心な食への関心の高まりなど、新たな課題への対応も求められております。

飽食の時代といわれ、様々な食品や食に関する情報があふれる今日、県民の望ましい食環境を整備し、子どもたちから大人まで一人一人が「健康は食から」との視点に今一度立ち返り、生涯にわたり生き生きと暮らすことができるように、生きる上での基本となる「食育」をより一層推進していく必要があります。

こうしたことから、今般、新しい総合計画の策定に合わせ、これまでの取組内容について見直しを行い、実情に即した実行性のある計画とするため、おいしく イキイキ 食育プラン「第二次福島県食育推進計画」（以下、「県計画」という。）を策定することとします。

### 2 計画の期間

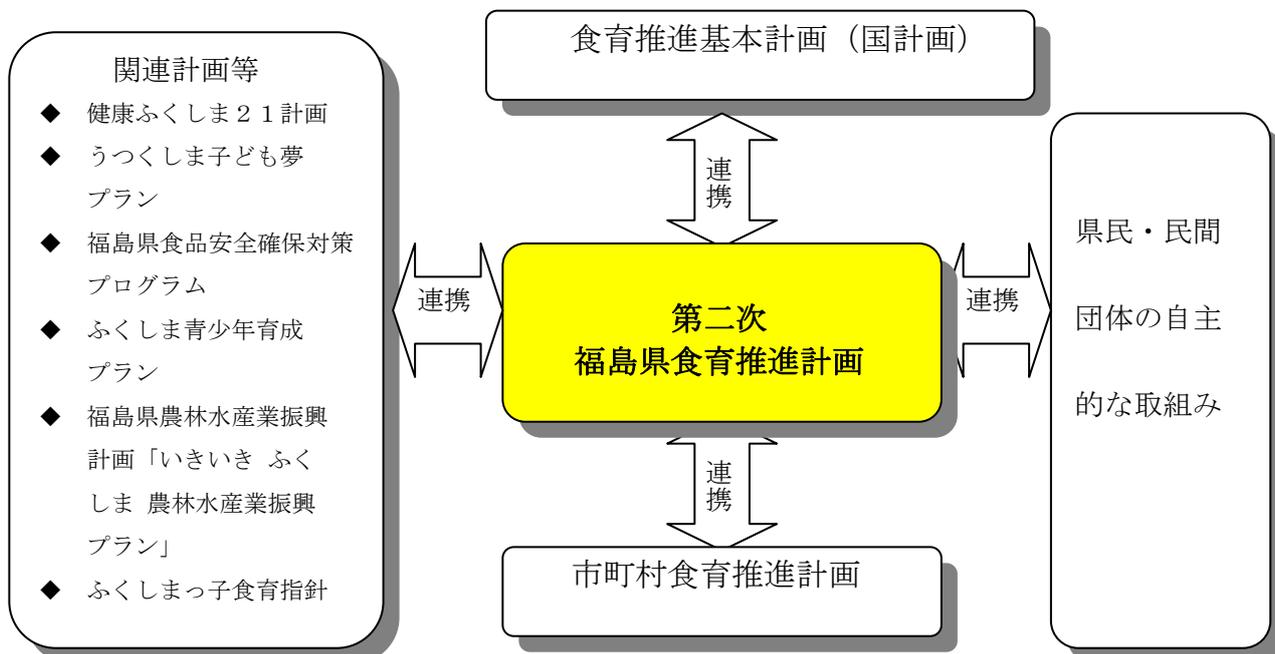
県計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間としますが、必要に応じ、随時見直すこととします。

### 3 計画の位置付け

県計画は、本県の食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるものであり、食育基本法第 17 条第 1 項に規定する都道府県食育推進計画です。

また、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」及び福島県保健医療福祉ビジョンと整合性を図った計画です。

なお、県計画の推進については、県の関係各部署が所管する関連計画や、各市町村において策定される市町村食育推進計画、さらに、県民、民間団体の自主的な取組み等との連携を図りながら進めるものとします。

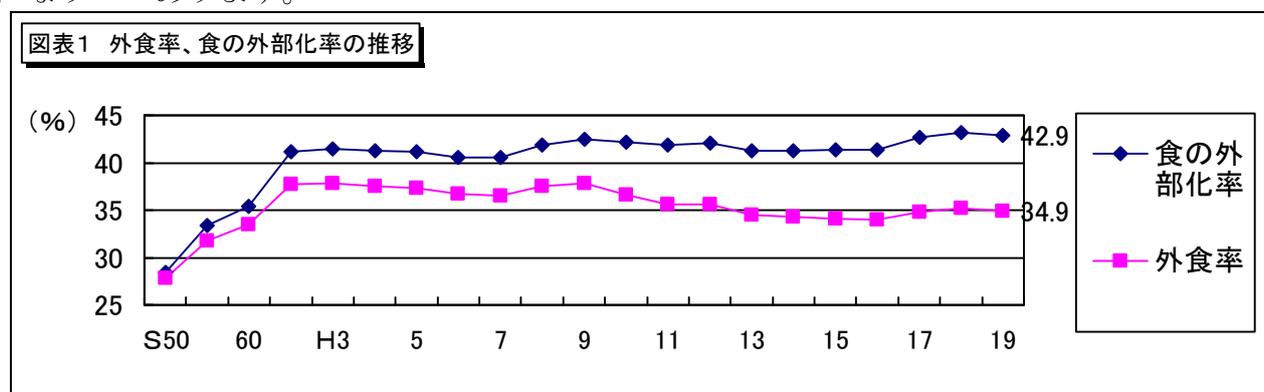


## Ⅱ 計画策定の背景

### 【食生活環境の変化】

近年の社会経済情勢に伴うライフスタイルの変化を背景に、従来は家の中で行われていた調理や食事を家の外に依存する、いわゆる食の外部化率(\*2)が高い状況のまま推移しています。

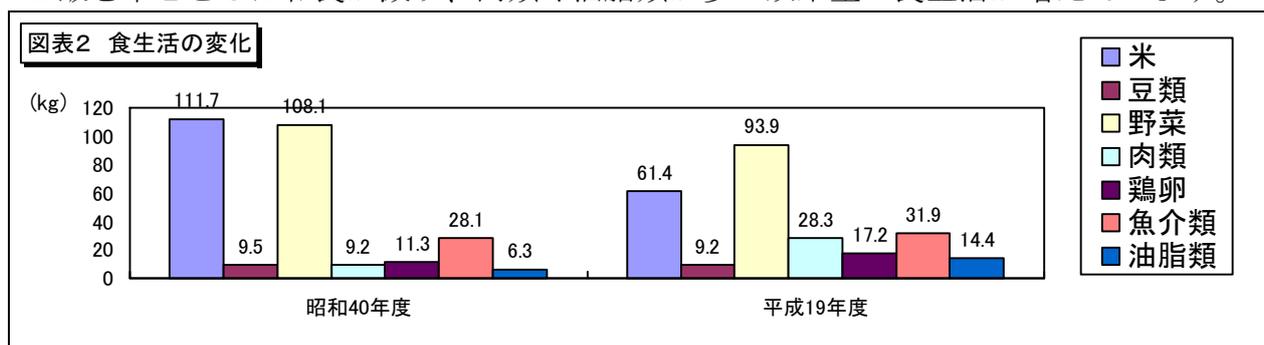
また、身の回りに様々な食品や食に関する情報があふれる中で、食の大切さへの意識が希薄となり、食に関する正しい情報を適切に選別し、健全な食生活を実践することが困難になりつつあります。



(内閣府 平成 21 年版食育白書)

### 【食生活の変化】

ご飯を中心とした和食が減り、肉類や油脂類が多い欧米型の食生活が増えています。



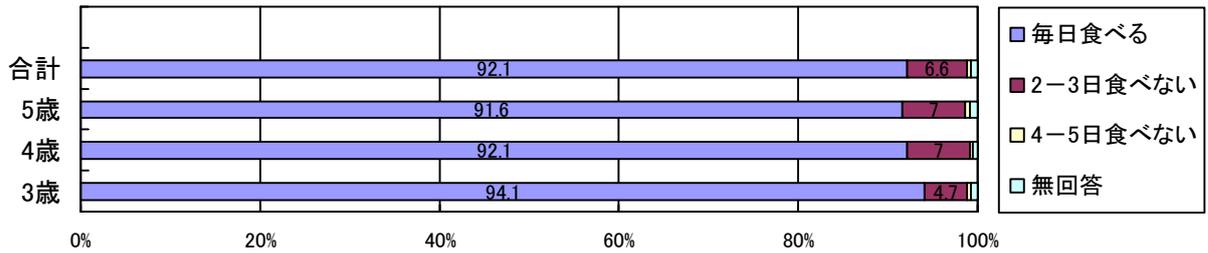
(農林水産省 平成 19 年度食料需給表)

### 【食習慣の乱れ】

朝食の欠食に代表される食習慣の乱れは、幼児から大人にまで広がりを見せており、その結果、栄養の偏りが生じています。また、幼児が大人のいない食卓で朝食をとっているなど望ましい食習慣をはぐくむ環境が薄れています。

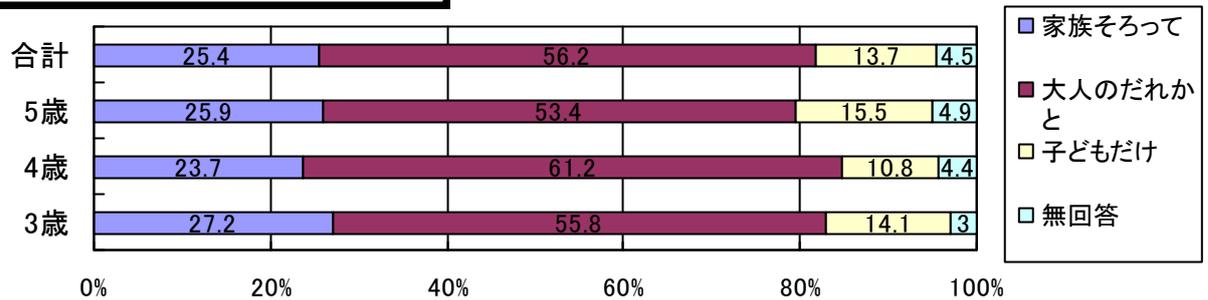
## II 計画策定の背景

図表3 朝食摂取状況(幼児)



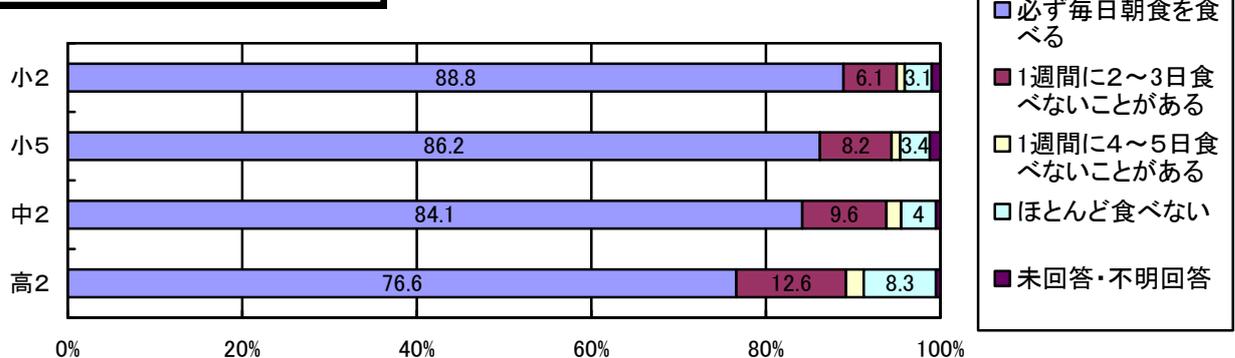
(福島県 平成19年度食を通した子育て・子育て支援事業食育に関する実態調査)

図表4 朝食をだれと一緒に食べるか(幼児)



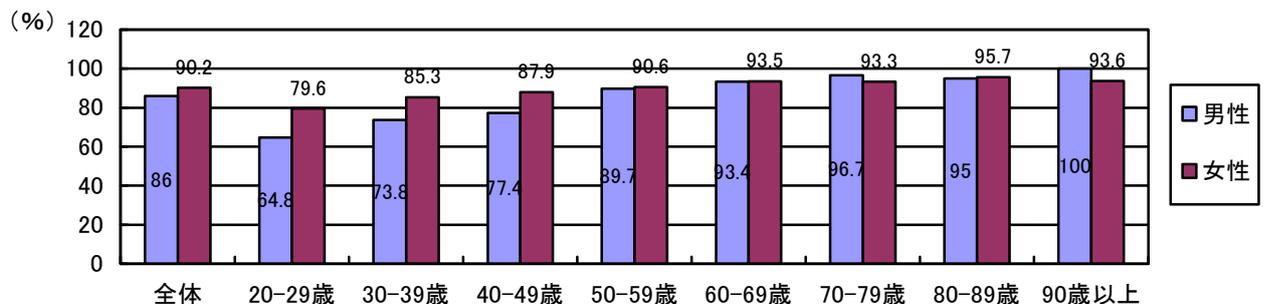
(福島県 平成19年度食を通した子育て・子育て支援事業食育に関する実態調査)

図表5 朝食欠食の有無(児童・生徒)



(福島県教育庁 平成18年度食生活等実態調査)

図表6 朝食摂取状況(20歳以上)



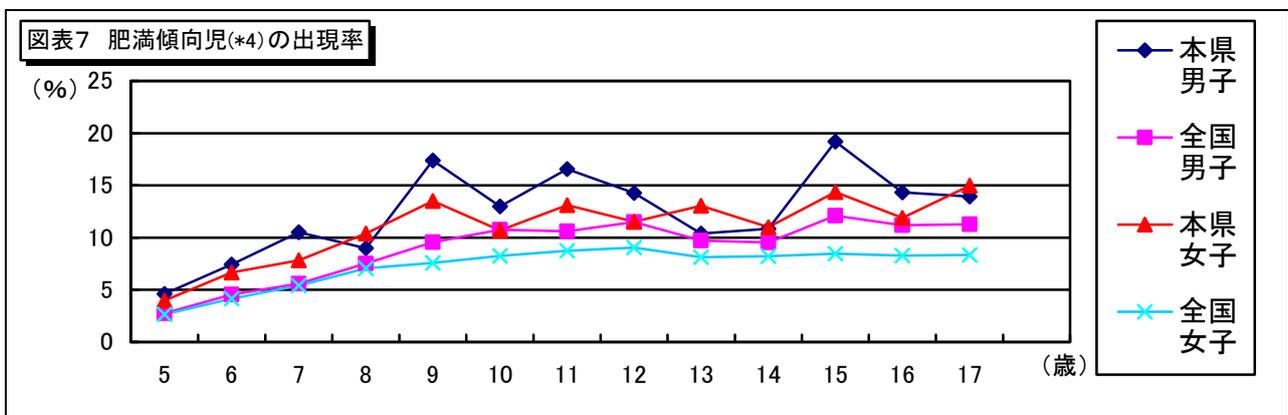
(福島県 平成21年度県民健康調査)

【健康への影響】

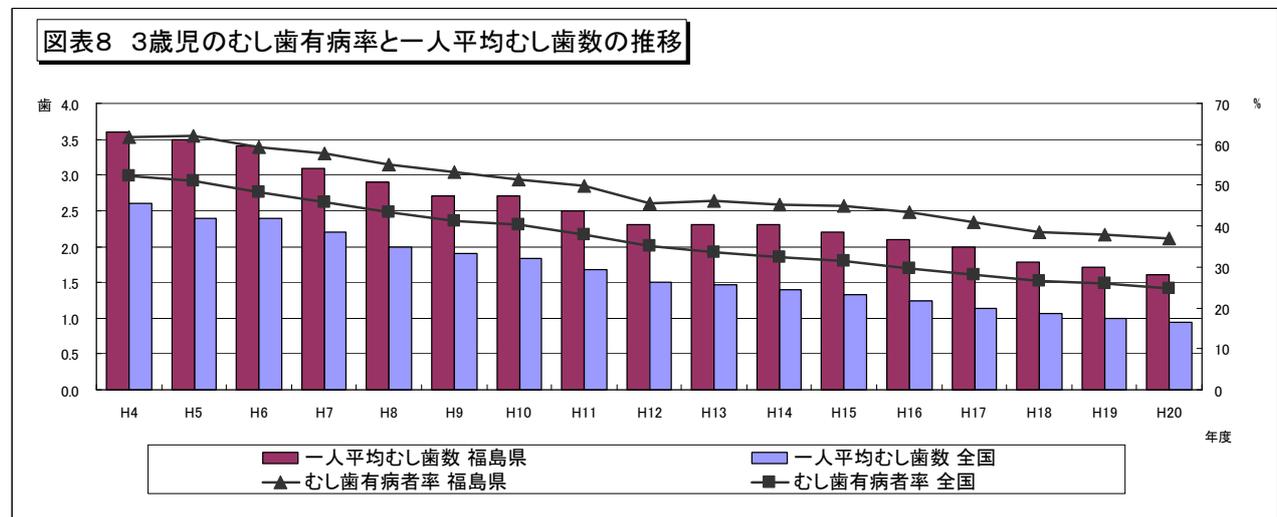
本県の子どもは全国と比較して肥満傾向が高い状況にあり、また、むし歯罹患率も高い状況にあります。子どもころからの肥満傾向は大人の肥満に移行しやすいと言われ、乳歯のむし歯は永久歯のむし歯につながりやすいと言われています。

また、成人男性を中心にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が増えてきており、重症化すると急性心筋梗塞や脳梗塞等の生活習慣病の発症につながりやすいと言われています。本県の急性心筋梗塞や脳梗塞等の年齢調整死亡率（\*3）は、全国の中でいずれも高い位置を占めています。

さらに、介護予防や自立支援の観点からも、健全な食生活による肥満対策が重要な課題となっています。

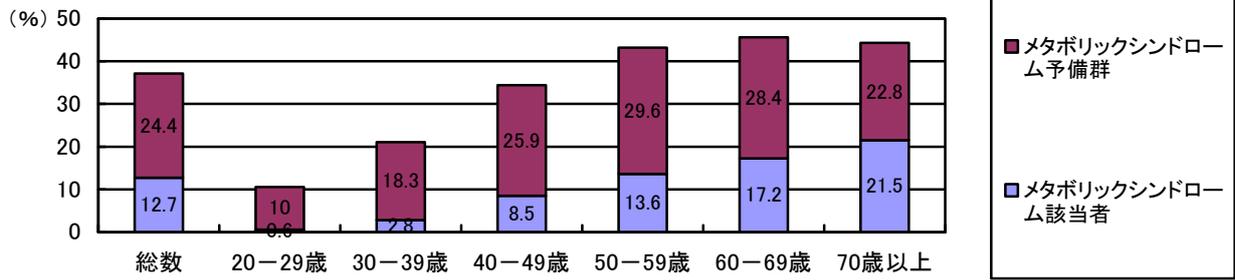


(文部科学省 平成 21 年度学校保健統計調査)

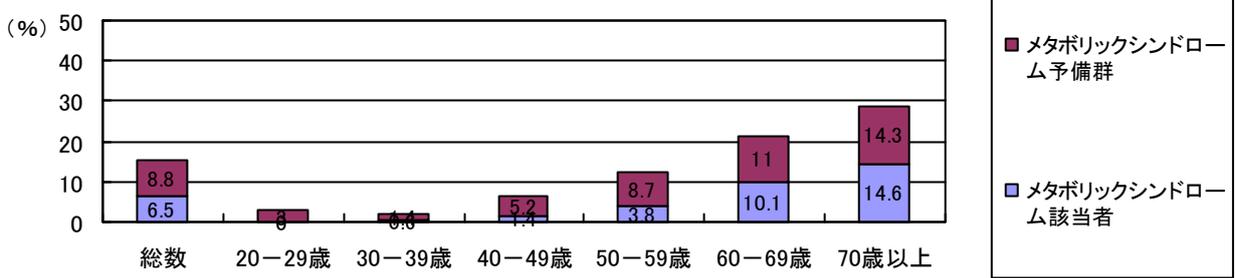


(厚生労働省 3歳児歯科健康診査実施状況)

図表9 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の状況(男性)

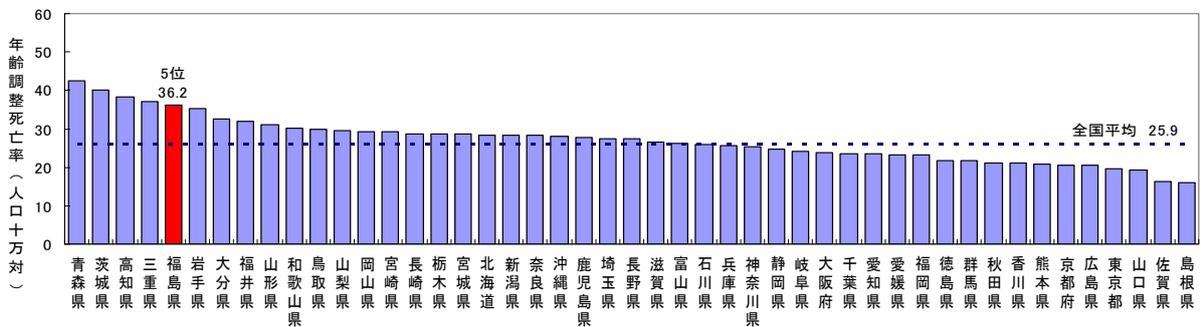


図表10 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の状況(女性)

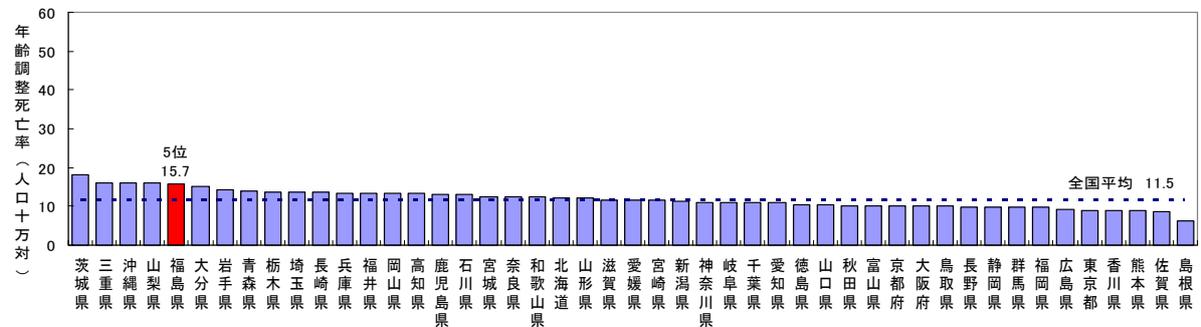


(福島県 平成18年度県民健康・身体状況調査)

図表11 急性心筋梗塞の年齢調整死亡率(平成17年・男性)

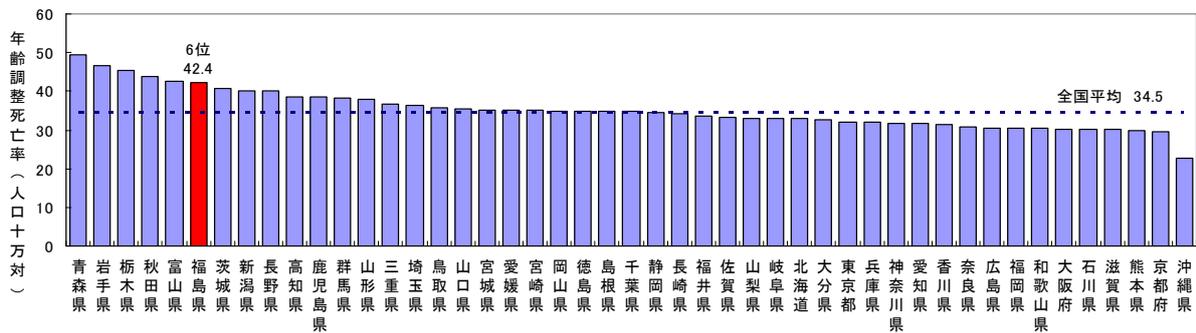


図表12 急性心筋梗塞の年齢調整死亡率(平成17年・女性)

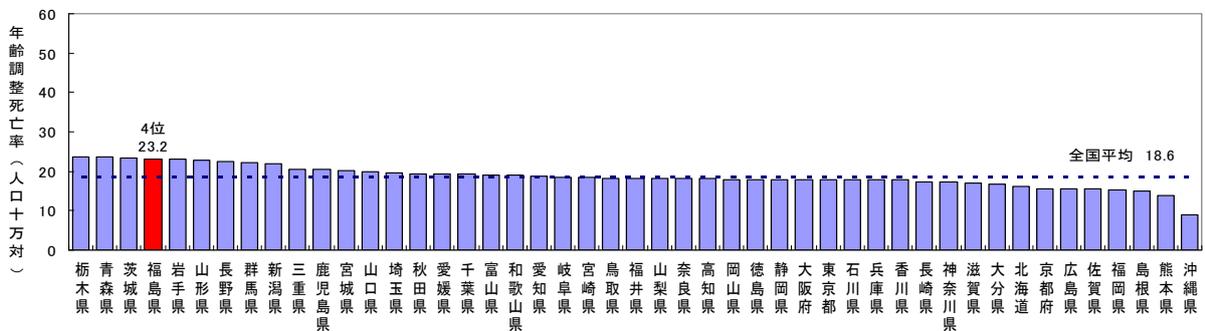


(平成19年度人口動態統計特殊報告)

図表13 脳梗塞の年齢調整死亡率(平成17年・男性)



図表14 脳梗塞の年齢調整死亡率(平成17年・女性)



(平成19年度人口動態統計特殊報告)

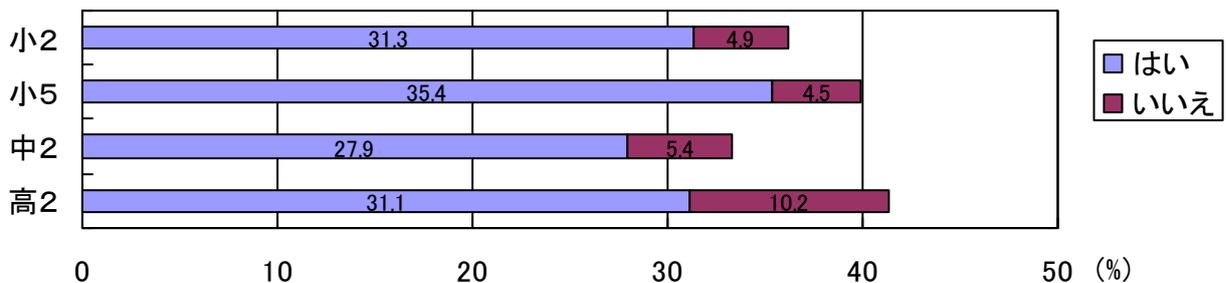
【食料生産や伝統的食文化への関心】

ライフスタイルの変化や外国の食文化の流入等により、県外や海外など遠方で生産された食材の活用が進んでいます。また、食生活の変化に伴い、我が国の食料自給率（カロリーベース）(\*5)も変化し、40%と先進国の中で大変低くなっています。

さらに家庭における地域の伝統食に対する認識が低くなっている傾向も見られます。

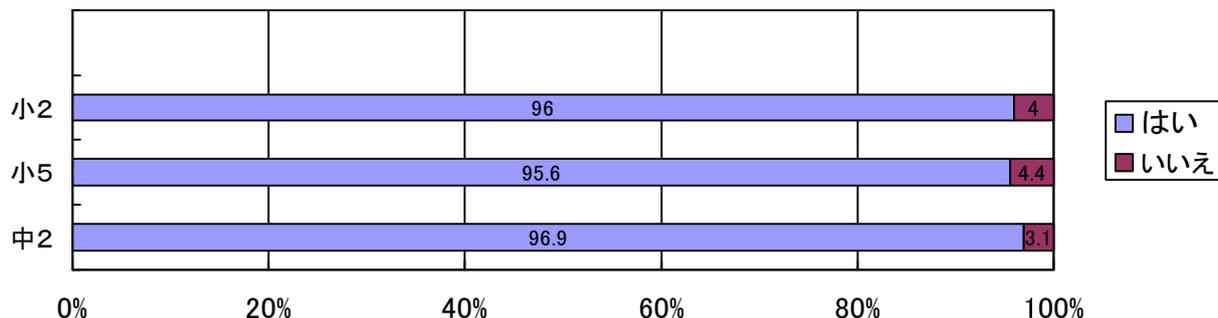
このことから、地産地消(\*6)を推進する取組みや地域の伝統的食文化を見直し、継承する取組みが求められています。

図表15 地域の伝統料理を1つでも食べたことがある児童生徒の割合



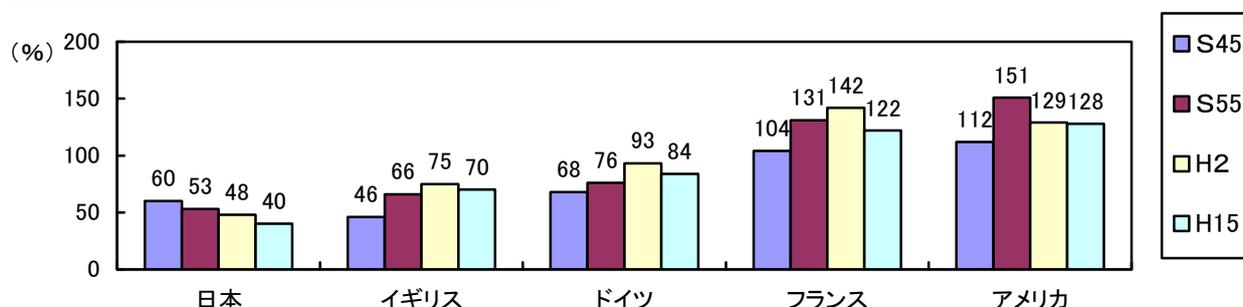
(福島県教育庁 平成18年度食生活等実態調査)

図表16 地域の伝統料理を1つでも食べたことがある保護者の割合



(福島県教育庁 平成18年度食生活等実態調査)

図表17 主要先進国の食料自給率(カロリーベース)



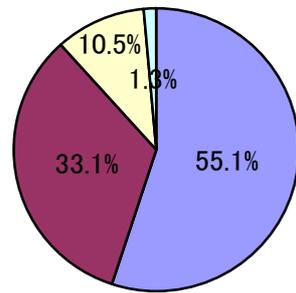
(農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance sheets」を基に農林水産省で試算)

### 【食育への関心】

現在の食生活が様々な問題を抱えている一方で、「食育」への関心自体は高まりを見せており、平成21年度の福島県県政世論調査の結果では、「食育という言葉も意味も知っていた」人は、55.1%と5割を超え、3年前の調査と比較すると21.5ポイントも伸びています。

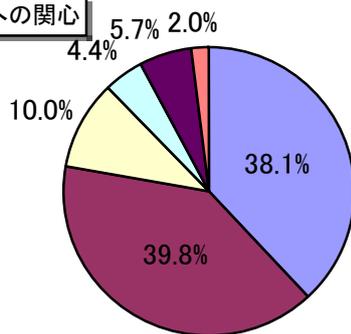
また、「食育に関心がある」と答えた人も77.9%と高い割合を示しています。しかし、必ずしも望ましい実践には結び付いていない現状も見られることから、改めて更なる関心を喚起し、県民総参加による食育推進運動を進める必要があります。

図表18 「食育」という言葉と意味の認知



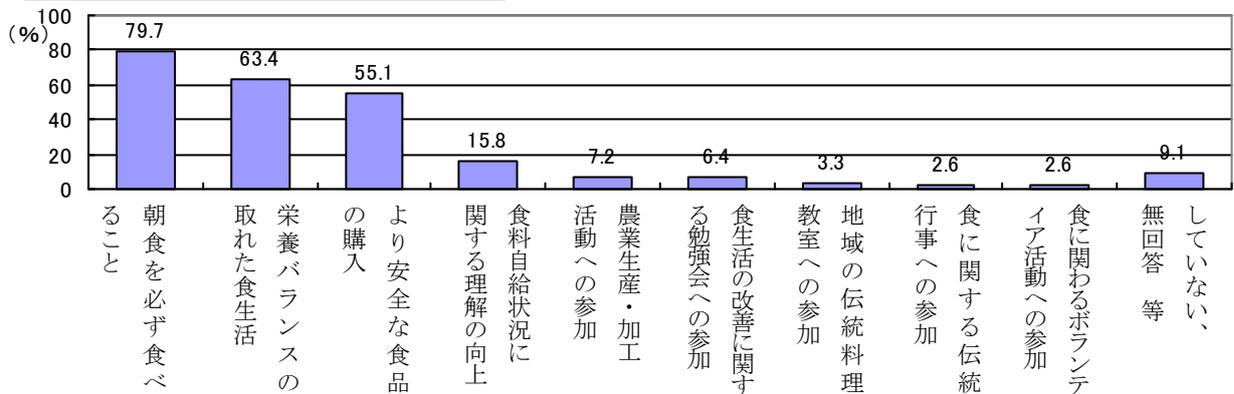
- 言葉も意味も知っていた
- 言葉は知っていたが、意味は知らなかった
- 言葉も意味も知らなかった
- 無回答

図表19 「食育」への関心

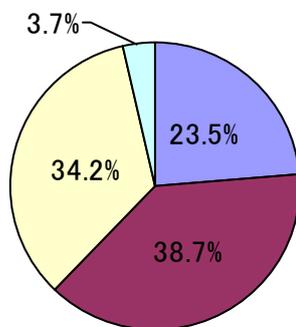


- 関心がある
- どちらかといえば関心がある
- どちらかといえば関心がない
- 関心がない
- わからない
- 無回答

図表20 「食育」に関して実践している活動や行動



図表21 食事バランスガイド(\*7)の認知



- 見たことがあり、使い方も知っている
- 見たことはあるが、使い方は知らなかった
- 見たこともないし、使い方も知らなかった
- 無回答

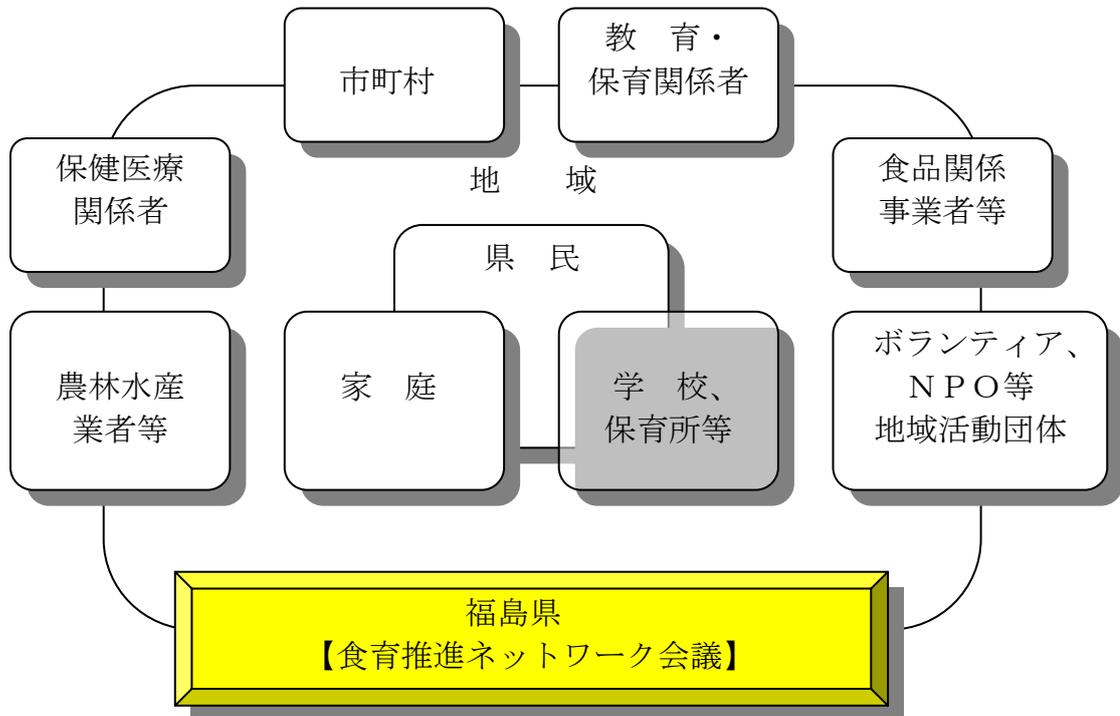
(福島県 平成21年度県政世論調査)

Ⅲ 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

県計画の推進に当たっては、食育に関する有識者等で構成する「福島県食育推進ネットワーク会議」及び各地域における推進体制を整備し、関係組織が横断的に連携して取り組むものとしします。

また、県計画に基づく取組みについて、県民、市町村、教育・保育関係者、農林水産業者、食品関係事業者、NPO（\*8）、ボランティア等に広く周知を図り、それらの食育関係者がそれぞれに創意と工夫を凝らし、県民運動として取り組みながら、県民一人一人が生涯にわたって健全な食生活を実践し、豊かな人間性をはぐくむことができる社会の実現を目指すこととしします。



2 計画の進行管理

基本目標に関する進行管理は、「福島県食育推進ネットワーク会議」を中心に、各部局及び地域での具体的な取組状況を定期的に調査するなどにより行うこととしします。

### 3 計画推進における関係者の役割

- 県 民
 

家族一緒の食卓を通して、県民一人一人が、改めて食の大切さ有難さを考え、望ましい食生活の実践に努めることが期待されています。
- 教育・保育関係者
 

家庭、地域と連携し、給食や様々な学習の機会を通して、食と健康の関係や食料生産、伝統的食文化を踏まえながら、子どもたちの発達段階に応じた望ましい食習慣の形成を図ることが求められています。
- 農林水産業者等
 

安全で安心な農林水産物の提供を始め、食と農に関する様々な体験交流の場の提供を通して、地域ぐるみの食育への取組みが期待されています。
- 食品関係事業者等
 

安全で安心な食品の提供を始め、食品の加工、流通、調理、販売等の各過程における正しい情報提供や、様々な体験交流の場の提供を通して、地域ぐるみの食育への取組みが期待されています。
- 保健医療関係者
 

妊産婦や乳幼児を対象とする離乳食指導や栄養指導を始め、肥満や過度のやせすぎの健康への影響等、また、健全な口腔機能の育成等、食と健康との関係についての正しい知識の普及啓発が求められています。
- ボランティア、NPO等地域活動団体
 

食生活の改善や食文化の継承など、様々な体験学習の場の提供を通して、地域ぐるみの食育への取組みが期待されています。
- 市町村
 

地域における食育推進の要であり、市町村食育推進計画を策定し、地域の関係者との連携の下に、総合的かつ計画的に食育の推進に取り組むことが求められています。
- 県（食育推進ネットワーク会議）
 

県計画に従い、市町村を始めとする関係団体との連携の下に、福島県の食育を総合的かつ計画的に推進します。

## IV 計画の基本目標

県民の食生活の乱れが見過ごせない状況となっている今日、改めて、県民一人一人が、自らの「食」を見直し、望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性をはぐくむことができるように、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進します。

そして、これらの食育の取組みを通して、多くの県民が「生まれ、住んで、育って、よかった」と思える、ふくしまの活力ある未来の創造を目指します。

## 基本目標

食を通して ふくしまの 未来を担う 人を育てる

～家庭、学校、地域が一体となった食育の推進～

## 代表指標

目標	指標名	現状値 (H21)	出典	目標値 (H26)
1 食育への理解促進	「食育」の言葉も意味も知っている者の割合	55.1%	H21年度県政世論調査	90%以上
	「食育」に関心がある者の割合	77.9%	H21年度県政世論調査	85%以上
2 栄養バランスが取れた食生活の確立	食事バランスガイドの理解者の割合	23.5%	H21年度県政世論調査	30%以上
	栄養バランスが取れた食生活の実践者の割合	63.4%	H21年度県政世論調査	70%以上

目 標	指 標 名	現状値 (H21)	出 典	目標値 (H26)
3 望ましい食習慣 の確立	朝食を食べる児童生徒の割合 (公立幼・小・中・高・特別支援 学校)	95.4%	H21 年度朝食 摂取率 100% 週間運動最 終日の朝食 摂取状況	96%以上
	朝食を食べる者の割合(20 歳 代)	71.8%	H21 年度県民 健康調査	80%以上
4 食や農に関する 体験交流と地産 地消の推進	食や農に関する体験・活動へ の県民の参加割合	7.2%	H21 年度県政 世論調査	15%以上
	学校給食における地場産物活 用割合(学校給食を実施して いる公立幼・小・中・高・特別 支援学校)	34.7%	H20 年度学校 給食における 地場産物活 用状況調査	40%以上
5 市町村食育推進 計画作成の促進	食育推進計画作成している 市町村の割合(中核市を含 む)	33.9%	H21 年度末市 町村食育推 進計画作成 状況調べ	55%以上

## V 計画の視点と推進の方向性

### 1 家庭と地域における食育の推進

食育は、まず家庭において取り組まれるべきものです。

特に、子どもにとっては、家族一緒に食卓を囲むことが生涯にわたる食育のスタートであり、基本的な作法を身に付けたり、食に対する感謝の心を育てるとともに、食卓で交わされるコミュニケーションは豊かな人間形成の基礎となるものです。

「家族一緒に食卓」を通して  
食育を推進します。

食育の基本が家庭にあることはもちろんですが、それに加えて、学校給食等を通じた取り組み、また、地域における農林漁業の体験や伝統的な食文化等の継承活動など、様々な機会を利用して、地域ぐるみで食育に取り組むことが大切です。

様々な体験交流を通して、地域ぐるみで  
食育を推進します。

### 2 学校、保育所等における食育の推進

子どもたちが健全な食生活を身に付け、規則正しい生活のリズムをつくることは、健康で豊かな人間性をはぐくむ基礎となるものです。

そのためには、子どもたち一人一人が発育・発達段階に応じて望ましい食習慣や食に関する適切な判断力を身に付け、実践できるよう、家庭や地域との連携の下、保育及び教育活動全体で取り組むことが大切です。

子どもたち一人一人が、望ましい食生活を  
実践していく力（食べる力）をはぐくみます。

### 3 県民運動としての食育の推進

健全な食生活の実践は、すべての県民に求められるものです。

そのため、食育推進の取組みは、市町村を始め、関係団体や様々なボランティア、NPO等はもちろんのこと、広く県民一人一人の自主的な参加による全県的な広がりを持った県民運動として取り組んでいくことが求められます。

県民総参加の食育推進運動を進めます。

### 4 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進

本県は、全国でも有数の農林水産物の生産県です。

これら豊かな農林水産資源を生かし、地産地消を推進するとともに、それぞれの地域に伝わる伝統的な食文化を次世代に継承していくことが求められています。

ふくしまの食と農の理解促進や食文化の継承を通して食育を推進します。

### 5 食の安全・安心と環境との共生を重視した食育の推進

食育の推進には、安全で安心な食品の提供が前提であり、また、県民自らの判断で適切に食品を選択できるよう、幅広い情報を提供していく必要があります。

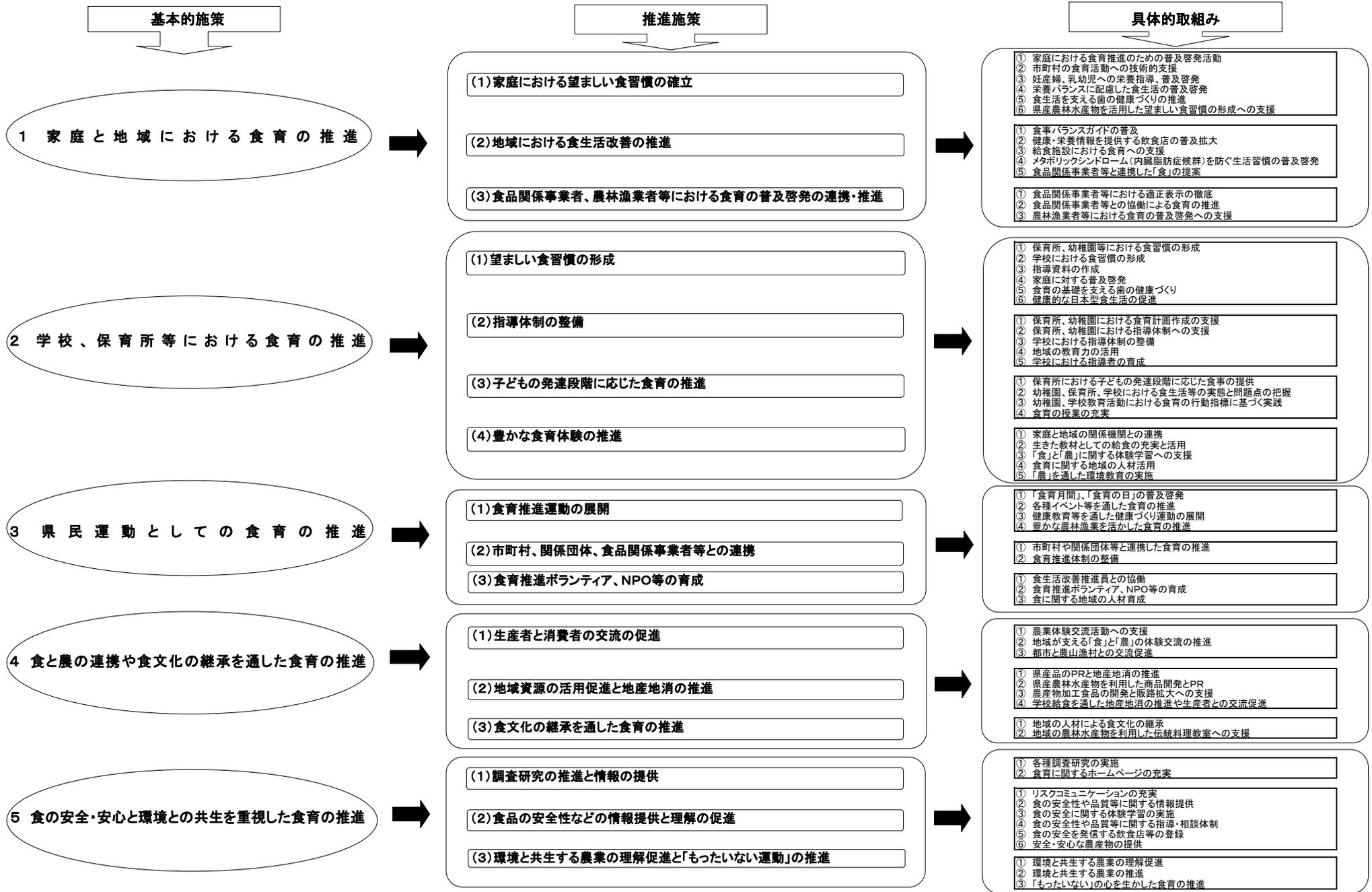
正しい知識を身に付け、自らの食を選択できる力をはぐくみます。

わが国の食料自給率は先進国の中で最低の水準にあります。今後の安定した食料供給のため、食料自給率の向上に努める必要がありますが、単に量的拡大を求めるのではなく、環境への影響を配慮した持続可能な生産を推進する必要があります。

環境と共生する農業生産活動と、「もったいない運動」を通して食育を推進します。



# VI 施策の体系



## Ⅶ 食育に関する具体的取組み

### 1 家庭と地域における食育の推進

#### (1) 家庭における望ましい食習慣の確立

##### 【現状と課題】

平成 19 年度福島県食を通した子育て・子育て支援事業で実施した食育に関する実態調査によると、幼稚園、保育所に通う幼児の約 1 割、保護者の約 2 割が朝食を欠食しています（P4.図表 3）。

また、約 2 割の幼児が大人のいない食卓で朝食を食べており、家族そろって食事をする機会の減少や、子どもが一人だけで食事をする孤食の増加が低年齢化してきています（P4.図表 4）。

幼少期からの食事の欠食は、発育・発達の重要な時期において、栄養摂取の偏り・不足が心配され、望ましい食習慣の定着を図る上からも、深刻な状況です。

親世代においては、家庭環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、規則正しい生活リズムの確保が難しくなっており、子どもとゆっくり過ごせる時間も少なくなっています。

家族そろって食事をする機会をどう確保するか、子どもの心と身体の発達に欠かせない家庭での食生活の重要性について、啓発をしていくことが重要となってきました。

望ましい食習慣の確立のための子どもに対する食育は、まず、家庭において取り組むべきものですが、親世代においては、適切な食品選択や食事づくりに必要な知識等が不足してきているとの国民健康・栄養調査等の報告もあり、食を学ぶ機会や適切な情報提供を行う必要があります。

また、平成 21 年度福島県県民健康調査による朝食摂取状況では、「だいたい毎日朝食を取っている者」が 20 歳代の男女平均で、71.8%であり、男性の 3 人に 1 人、女性の 5 人に 1 人は欠食をしている状況にあります（P4.図表 6）。

また、中高年者においては、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病が増加の一途をたどっており、その前段階として注目されているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予備群及び該当者は、平成 18 年度福島県県民健康・身体状況調査によると、男性で 37.1%、女性で 15.3%であり、特に男性の 50 歳代以上で 40%を超えています（P6.図表 9・10）。

この背景には、運動不足とともに脂質の摂取過多や野菜の摂取不足等の食生活の問題があることが指摘されています。

その一方では、高齢期には、食事摂取量が減少して低栄養状態となり、運動機能の低下から生活自立度の低下に至り、要介護状態となる高齢者も増加しています。したがって、高齢期においては介護予防の観点からも、特に、たんぱく質の摂取量の増加などバランスのよい食生活の実践が重要です。

さらに、思春期以降の若い女性においては、食事の偏りや無理なダイエット等によるやせすぎが問題となっており、平成 20 年国民健康・栄養調査の結果によると、20 歳代女性のやせすぎ（BMI < 18.5）（\*9）の割合が 22.5%と高い状況にあるなど、食生活と関連の深い健康問題は多様化しています。

また、低出生体重児の増加等の課題も見られることから、妊婦に対する栄養指導の充実とともに、授乳や離乳食の進め方などについては、母親の不安や負担感を増すことのないよう、適切な支援が求められています。

こうしたことから、ライフステージ別、性別にそれぞれの健康課題に対応した、栄養バランスに配慮した食生活について、普及啓発を行う必要があります。

このほか、健全な食生活を営むためには、自分の歯を維持し、よくかんで食べることが重要ですが、平成 20 年度 3 歳児歯科健康診査実施状況（厚生労働省）によると、県内市町村の一人平均むし歯数は、全国平均 0.9 本に対し、1.6 本と高い状況にあります（P5.図表 8）。

歯を喪失することで咀嚼（かみくだく）力が減退し、かむ、味わう、歯ごたえを感じるなどの豊かな食生活が損なわれることから、高齢期に至っても丈夫な歯を維持できるよう、歯を喪失する主な原因である、むし歯と歯周病を予防するため、幼児期のうちから、望ましい食習慣と歯みがき習慣を家庭において確立し、就学後も維持強化していく必要があります。

また、家庭においては、食の大切さや食料の生産、食と関連の深い自然への理解を深め、食に関する感謝の心をはぐくみながら、望ましい食習慣を確立することが大切であることから、地域の農林水産物やその活用に関する情報の提供も望まれます。

### 【具体的取組み】

#### ① 家庭における食育推進のための普及啓発活動

家庭における健全な食生活は健康でいきいきと生活するための基本であり、食を通じた良好な家族関係から安心感や信頼感が生まれます。

このため、家族一緒の食事を大切にする習慣を培うとともに、家族一人一人が食に対する関心と理解を深めながら規則正しい食生活リズムを身に付け、望ましい食習慣を確立できるよう、「家庭教育手帳（文部科学省）」の活用を促進するとともに、公民館事業への支援、子育て講座の親子料理教室や各種講座の開催等による普及啓発を

行います。

② 市町村の食育活動への技術的支援

市町村に対して、住民の栄養改善指導に関する研修の機会を設けたり、市町村食育推進計画策定や各種食育事業の実施について、技術的支援を行います。

【市町村における食育推進事業「みんな集まれエプロン隊」】



市町村において、子どもの栄養改善や、食を通じた心の健全育成のための取組みを行っています。

③ 妊産婦、乳幼児への栄養指導、普及啓発

母子の健康の保持増進や健やかな出産を支援するため、市町村や医療機関を始めとする関係機関と連携しながら、平成 18 年 2 月に策定された「妊産婦のための食生活指針」に基づき、妊産婦への栄養指導を促進します。

また、子どもの健やかな発達・発育を確保するため、平成 19 年 3 月に策定された「授乳・離乳の支援ガイド」に基づき、母乳育児の促進や、乳幼児等の発達段階に応じた離乳食を始めとする子どもの食生活について、正しい知識の普及啓発を行います。

【厚生労働省リーフレットの一部分抜粋】



- 「妊産婦のための食生活指針」（平成 18 年 2 月／「健やか親子 21」推進委員会）
- 「平成 17 年度乳幼児栄養調査報告」（平成 18 年 6 月／厚生労働省雇用均等・児童家庭局）
- 「授乳・離乳の支援ガイド」（平成 19 年 3 月／厚生労働省雇用均等・児童家庭局）

④ 栄養バランスに配慮した食生活の普及啓発

県民一人一人が普段の生活において栄養のバランスを理解し、望ましい食習慣を確立することができるよう、講演会や出前講座の開催、食育リーフレットの配布等を通し、食事バランスガイドの普及促進に努めます。

特に児童に対しては、食事バランスガイドを理解しやすくするために、児童向けに作り替えた食事バランスビンゴカードの活用を図り、望ましい食習慣の基礎づくりに努めます。

【食事バランスガイド】



平成 17 年 6 月に、「食生活指針」を具体的な行動に移すためのものとして、厚生労働省と農林水産省が策定したものです。

望ましい食事のとり方やおおよその量をわかりやすくイラストで示しています。

【食事バランスビンゴカード】



食事バランスガイドの考え方にに基づき、本県独自に作成した食育教材です。

児童が一日の食事をバランスよく食べられることを身に付けられるよう、主食や副菜などの食べた数に応じて、コマのイラスト部分に穴をあけ、ビンゴゲーム感覚で学べるようにしたカードです。

⑤ 食生活を支える歯の健康づくりの推進

永久歯が生えそろう児童期における家庭での歯みがき習慣の促進や、成人期の歯周病予防のための健康教室を開催し、80 歳になっても自分の歯を保とうとする「8020 (ハチマルニイマル) 運動」を通して、生涯にわたって充実した食生活を送れるよう歯の健康づくりを推進します。

⑥ 県産農林水産物を活用した望ましい食習慣の形成への支援

小売店や農産物直売所等において、地域で収穫された新鮮な食材の P R を行うとともに、それらを活用した栄養バランスのとれたメニューや地域で受け継がれてきた郷土食、伝統食のメニュー紹介などを通し、家庭における望ましい食習慣の形成を支援します。

## (2) 地域における食生活改善の推進

### 【現状と課題】

外食産業の発展や加工食品の増加など、県民をとりまく食環境は日々変化しており、忙しい生活を送る中で外食等の利用は多く、特に青年期以降、進学、就職などを契機としての利用頻度が高くなっています。

平成14年度福島県県民健康・栄養調査によると、昼食では、30歳代男性の50.6%、20歳代女性の43%、更に、県民全体の35.5%が家庭食以外の食事をとっており、県民の3人に1人が外食や、そう菜・弁当といった中食(\*10)を利用する、いわゆる「食の外部化」が進んでいます。

また、ライフスタイルや価値観の変化・多様化により、朝食の欠食に代表される食習慣の乱れが進んでいます。

このため、県民一人一人の生活習慣の改善につながる健康情報の提供、飲食店や給食施設等の食を提供する施設における食環境を整えていくことが重要となっています。

また、地域のボランティア・関係団体等とともに、生活習慣病を予防し健康を増進するため、食事バランスガイドの活用や日本型食生活(\*11)の実践に向けた普及啓発、さらには、地元で収穫される新鮮で栄養価も高く、入手しやすい豊富な食材の活用を図る地産地消の促進等を通して、県民の食生活を改善します。

### 【具体的取組み】

#### ① 食事バランスガイドの普及

飲食店や給食施設等を対象とした講習会の開催やポスター、リーフレットの配布等により、食事バランスガイドの普及啓発を行い、これらの施設から県民に対する情報発信をしていただきます。

#### ② 健康・栄養情報を提供する飲食店の普及拡大

県民の健康づくりをサポートする飲食店を「うつくしま健康応援店」として登録し、利用者の健康づくりに役立てられるようメニューの栄養成分表示や、健康情報の掲示などに取り組みます。

【うつくしま健康応援店】

□ステッカー



□取組み内容

- 1 メニューの栄養成分表示
- 2 健康情報の提供
- 3 ヘルシーメニューの提供
- 4 セレクトサービスの提供
- 5 禁煙・分煙いずれかの実施

(飲食店等によって該当しない項目もあります。)

③ 給食施設における食育への支援

事業所、福祉施設等の給食施設で提供される給食が、健康に配慮されたものとなり、さらに給食施設から発信される食に関する情報を通して、喫食者及びその家族の食生活が改善されるよう、保健所の栄養指導員が給食施設に対し指導助言を行います。

④ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を防ぐ生活習慣の普及啓発

内臓脂肪の蓄積から発症する生活習慣病を予防するため、食生活や運動などのライフスタイルの改善方法等について、ポスターやリーフレットの配布、研修会や出前講座の開催、各種健診後の保健指導の実施や県政広報番組等を通して、県民への普及啓発を行います。

⑤ 食品関係事業者等と連携した「食」の提案

食品関係事業者や、農産物加工施設等と連携し、健康的な日本型食生活を考慮した商品づくりや、県産農林水産物を利用したメニュー等の情報提供を行います。

【食彩ふくしま地産地消フェスタの開催】



農林水産物振興に関する取組みのPRや、旬の農林水産物の展示・販売等を通して、県民一体となった地産地消の一層の推進を目的に、開催します。

**(3) 食品関係事業者、農林漁業者等における食育の普及啓発の連携・推進****【現状と課題】**

県民一人一人が、自分に適した食品の情報を選別したり、必要な栄養量を摂取するための知識を身に付けることは、食を通じた健康づくりや食育を推進する上で極めて重要であることから、食品関係事業者等は、安全な食品の提供とともに食品に関する正しい情報を消費者に伝えることが必要です。

このため、食品添加物・期限表示・栄養成分などの表示に関する情報提供を行うとともに、食品関係事業者に対しては、適正表示に関する普及啓発や指導助言を行う必要があります。

また、地元の食材の良さを理解し、地元で消費する「地産地消」の取組みが活発化する中、食品関係事業者等においては、県産農林水産物への関心を高めており、農林水産業者等においては、地域農林水産物の利用を通して、学校や小売店、飲食店と連携した食育の推進が求められています。

**【具体的取組み】**

## ① 食品関係事業者等における適正表示の徹底

健康増進法に基づく栄養表示や、食品衛生法に基づく食品添加物、アレルギー表示等が適正に行われるよう、食品関係事業者等への指導の徹底と情報提供に努めます。

また、食品関係事業者等が消費者を対象に自ら実施する情報提供活動を支援します。

## ② 食品関係事業者等との協働による食育の推進

地域の食品関係事業者と協働し、県産地場産物を生かした食品開発・販売や、食の健康情報の提供等に努めます。

## ③ 農林漁業者等における食育の普及啓発への支援

農林漁業者等が、食や農に関する様々な体験交流を展開できるよう、食育に関する資料や研修会へ参加する機会の提供などに努めます。

## 2 学校、保育所等における食育の推進

### (1) 望ましい食習慣の形成

#### 【現状と課題】

国及び本県における子どもたちの食生活等に関する各種実態調査結果からは、毎日朝食をとる習慣が身に付いていない子どもたちが見られるほか、いつもいらいらする、疲れるなどの不定愁訴がある子どもの割合が増加するなど、食生活の乱れに起因する心身への影響についても危惧されています。

また、今の子どもたちが親となったときに、自分の子どもに対し、望ましい食習慣を継承できるかどうか懸念されます。

成人してからの食習慣の改善は困難であり、子どものころからの望ましい食習慣の形成が重要な課題となっています。

そのため、子どもたちが自らの食に関心を持ち、望ましい食習慣を形成し、自分の食を整える実践的な力を身に付けることができるように、家庭を中心としながら、学校、保育所等や地域社会が積極的に支援していく必要があります。

また、子どもたちが米飯を中心とする日本型食生活を理解し、関心を持つとともに、野菜、果物、魚介類、海そう類、大豆、肉類、牛乳、乳製品等のバランスの取れた望ましい食習慣をはぐくむことができるように支援することが必要です。

#### 【具体的取組み】

##### ① 保育所、幼稚園等における食習慣の形成

保育所、幼稚園において、保護者への通信だより等の情報提供や給食を含めた保育参観、保護者の参加による調理実習等の開催を通して、家庭における望ましい食習慣の形成に取り組むことができるよう支援します。

#### 【保育所における親子料理教室】



誕生会に祖父母等を招待し、一緒に食事をしています。

保護者が保育所の給食に関心を持つとともに家庭での食習慣の形成にもつながり、また、子どもと一緒に楽しく食べることを経験することができます。

② 学校における食習慣の形成

学校において、朝食摂取など子どもたちの望ましい食習慣の形成を図り、望ましい食生活を実践していく力(食べる力)の育成を目指した運動や体験学習を実施します。

③ 指導資料の作成

学校における指導の参考となる資料を作成し、食に関する指導を推進します。

【ふくしまっ子食育指針】



【県教育委員会作成の各種指導資料】

- 1 食育に関する食育指針 (平成 19 年 3 月)
- 2 「食べる力」を育む学級活動・ホームルーム活動の実践事例集 (平成 20 年 3 月)
- 3 「感謝の心」、「郷土愛」を育む実践事例集 (平成 21 年 3 月)
- 4 栄養教諭を活用した実践事例集 (平成 22 年 3 月)

④ 家庭に対する普及啓発

保護者の食に対する関心や理解を深めるため、食に関する家庭教育学級や子育て講座を開催するとともに、保護者に対し学校等での食育の取組みについて、保健だよりや給食だよりなどにより情報提供するほか、「食」をテーマとした授業参観等を通して、食の重要性について意識啓発を図ります。

⑤ 食育の基礎を支える歯の健康づくり

健康で豊かな食生活を送るためには、むし歯や歯周病を予防し、健全な口腔機能を育成・維持していくことが重要です。そのためには、市町村保健事業、保育所、幼稚園、学校での歯科保健活動と食育の推進を連動させながら、規則正しくバランスの取れた食生活や、ひとくち 30 回以上噛むことを目標とした「噛ミング 30 (カミングサンマル) 運動」の普及啓発、歯・口の清掃方法を指導します。

【歯科保健教材 (歯みがきサンバ)】



歯みがき習慣の定着を図るため、サンバのリズムに合わせて、子どもたちが、みんなで楽しく歯みがきができるように作成した CD 教材です。

県内全小学校に配布しました。

(福島県歯科医師会作成歯科保健教材)

⑥ 健康的な日本型食生活の促進

学校における米飯給食メニューの開発等により、子どもたちに米食に親しんでもらい、野菜、果物、魚介類、海そう類、大豆、肉類、牛乳・乳製品等をそれぞれ適切に加えた栄養バランスが取れた健康的で豊かな日本型食生活を推進します。

【日本型食生活である学校給食メニュー例】



米飯給食モニター実践校における  
小学校の米飯給食メニューです。

ご飯を中心とし、地域の食材を生かした、栄養バランスの取れた日本型食生活を推進するメニューです。

## (2) 指導体制の整備

### 【現状と課題】

保育所等では、就学前の乳幼児に対して給食を提供しており、子どもたちの健やかな心と身体づくりと健全な食習慣を形成するための重要な役割を担っています。

このため、それぞれの保育所等において特色を生かした食育計画を作成し、楽しく食べる経験とともに、食材となる農作物の栽培や収穫、それらを使った調理を経験させる等、幼児の発達段階に応じた様々な体験を通して五感を養うとともに、子ども自身が食に関する理解を深め、食を営む力をはぐくめる環境を整える必要があります。

学校では、教育活動の各領域や教科において、食に関する指導を行っていますが、その取組みは学校により様々です。

学校教育の中で目指す食育の目標を明確にし、発達段階に応じた指導を体系的・系統的に進めることが重要であることから、教育活動全体を通して食育を効果的に推進するための基盤整備や、指導者の養成が必要となります。

また、食育の中心は家庭にあることから、家庭における食育を積極的に支援していくことが重要であり、学校における食育の取組みや、保護者会などを利用した料理講習会、食育講演会、地域行事への参加等について、給食だよりや保健だより等を活用して家庭や地域に広報することが必要です。

### 【具体的取組み】

#### ① 保育所、幼稚園における食育計画作成の支援

保育所に対して、「保育所保育指針」（平成 20 年 3 月厚生労働大臣告示）や「保育所における食育の計画づくりガイド」（平成 19 年 11 月保育所における食育計画研究会編）を踏まえ、さらに家庭、地域の実態等を考慮し、保育課程や指導計画と連動した食育計画が作成されるよう支援を行います。

同様に、幼稚園に対しても、「幼稚園教育要領」（平成 21 年 3 月文部科学省告示）を踏まえ、食に関する活動の充実が図られるよう、食育計画作成を支援します。

#### ② 保育所、幼稚園における指導体制への支援

食を通じた幼児の健全育成を図るとともに、子育て家庭からの相談等にも応じられるよう、市町村と連携しながら、情報の提供や職員の資質向上のための研修等を行います。

【保育所における取組みの事例】



毎日の献立の食品分類（マグネット式）を献立とともに玄関に掲示しています。

保護者が夕食の献立を考える際の参考にしたり、親子で掲示板を見ながら献立の話をすることができます。

野菜等は、本物を袋に入れて掲示し、子どもたちが興味を持つような工夫もしています。

③ 学校における指導体制の整備

学校においては、県教育委員会が策定した「ふくしまっ子食育指針」に基づき、地域や子どもたちの実態に応じた食育が教育活動全体を通して展開できるよう、指導体制の整備に努めます。

④ 地域の教育力の活用

栄養教諭を中核として、食育に関する有識者や地域企業等との連携を図り、様々な食体験の場を活用し、効果的な食育を推進します。

また、各学校における食育の取組みをPTA広報紙や給食だより等により積極的に広報し、家庭や地域の食育の普及啓発に取り組みます。

⑤ 学校における指導者の育成

食育に関する効果的な指導方法について、共通理解を図るための研修会の開催等を通して、食育推進コーディネーター（\*12）の養成に努めるとともに、教職員全体で食育に取り組みます。

### (3) 子どもの発達段階に応じた食育の推進

#### 【現状と課題】

健全な食習慣は、食に対する考え方が形成される幼少期に身に付けることが重要であり、そのことが生涯にわたる健康維持につながります。

子どもたちの食生活を取りまく社会環境は大きく変化し、核家族化や共働き家庭の増加等により、外食や加工食品の利用などの食の簡便化が進んでいます。

これを背景に偏った栄養摂取や肥満、やせすぎ、子どもたちが一人で食事をする「孤食」の増加など、食に起因すると考えられる心と体の健康問題が深刻化しています。

平成 21 年度学校保健統計調査によると、本県の児童生徒は全ての年代において、全国と比較し、肥満傾向児が多い状況が見られています（P5.図表 7）。

こうしたことから、子どもたちの発達段階に応じた食育の指導目標を設定し、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等の校種に応じた指導内容の重点化を図り、すべての校種において実態に応じた食育の推進ができるようにすることが必要です。

乳幼児期は、発育・発達がおう盛な時期であり個人差も大きいため、子どもの食欲等に配慮しながら、一人一人の発達段階に応じた食育を進めていく必要があります。

特に、保育所に入所している乳幼児は、一日の大半を施設で過ごすため、生活のリズムを付け、バランス良く栄養を摂取できるような配慮が大切です。

児童期は、骨格や筋肉の発達に伴い、体力や運動能力の発達が目覚ましい時期です。

また、自主的な行動を取り始める時期でもあり、正しい食事の取り方を理解し、望ましい食習慣を身に付けることが望まれます。

青年期は、身体的・精神的成長が著しいため、この成長を支える各栄養素を過不足なく摂取することが大切です。また、部活動や受験勉強等により生活リズムも乱れがちとなります。

このため、生活様式や運動量などの違いによる、個人に見合った栄養摂取ができるよう、食に関する理解を深めたり、日常生活に必要な調理技術を習得するなど、自ら望ましい食生活を実践していく力（食べる力）を身に付けることが望まれます。

#### 【具体的取組み】

##### ① 保育所における子どもの発達段階に応じた食事の提供

各保育所において、食事の量と質に関する計画を立て、子どもの発育状態や家庭での生活状況などに対応した食事の提供と、食事に関する適切な指導を行い、食を通し

た健全育成に取り組めるよう、情報提供等の支援を行います。

② 幼稚園、保育所、学校における食生活等の実態と問題点の把握

各学校等において、子どもたちの食生活等の実態を把握し、課題に応じた食育の充実に努めます。

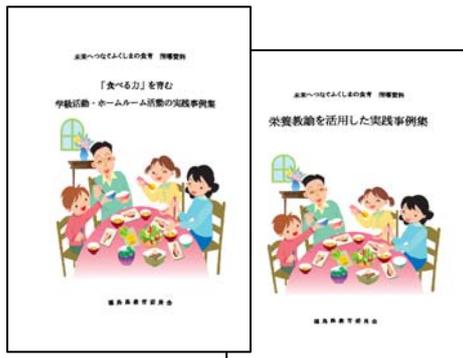
③ 幼稚園、学校教育活動における食育の行動指標に基づく実践

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、「ふくしまっ子食育指針」に示されている行動指標に基づき、各学校の実態や発達段階に応じた具体的な目標を設定し、食育全体計画・年間指導計画に位置付け、食育を効果的に推進します。

④ 食育の授業の充実

各学校が、関連教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体と関連させながら年間指導計画を作成し、計画的・継続的に食育に取り組みます。

【実践事例集及び食生活学習教材の活用】



県教育委員会作成の各種実践事例集では、学級活動、ホームルーム活動等、各教育活動における食育事例を豊富に掲載しています。（県教育委員会ホームページにも掲載）

#### (4) 豊かな食育体験の推進

##### 【現状と課題】

豊かな食生活を享受する一方で、食べることに対する関心や食べ物が口に入るまでの経緯について考える機会や体験が少なくなっています。

幼児期から季節に応じた多様な食品を組み合わせ、栄養のバランスの取れた食事をとることにより、食事を味わい、食べることは楽しいこと、大切なことと感じ取ると同時に、自分の生きる力になっていることを実感する経験を重ねることが、生涯にわたる健全な食生活の基盤となります。

また、家族や友人と食卓を囲んでともに味わう喜びを感じたり、伝統的な食事について味わい、継承するきっかけを設けることが重要です。

さらに、自分の生まれた国や他の国々の文化について食を通して理解することや、食物の生産や調理の様子を知ることから、食や食事にかかわる人たちへの感謝の気持ちをはぐくみ、また、食べ残し等の行方などの環境とのかかわりについての理解を広げるなど、食に関する様々な体験の機会を設けることが必要です。

なかでも保育所や学校での給食は、日常生活において食を直接体験する重要な食育の場であることから、地場産物を活用し、生産者の顔の見える安全で安心なおいしい給食を提供するなど、地域とのかかわりを深め、「生きた教材」としての給食を活用していくことが求められています。

小・中学校では、農林漁業などの種まき、収穫等の体験活動を実施していますが、学校の指導者は体験活動等を実施していく上で様々な情報を必要としています。

中学校では、各教科等における食に関する指導の充実が求められていますが、限られた授業時数の中で体験活動等の時間の確保が課題となっています。

高等学校では、生徒一人一人の生活環境の変化に対応するとともに、近い将来、次代を担う親になる高校生が自分及び家族の食生活を健康で安全に営むことができるよう、実践的・体験的な学習活動の充実が求められています。

幼稚園、保育所、学校を取り巻く地域社会においても、関係機関が連携して、農作業の体験や食に関する環境等について、子どもたちの理解を促進することが重要です。

【具体的取組み】

① 家庭と地域の関係機関との連携

豊かな食育体験を推進することで、幼児、児童、生徒が毎日の生活や遊び、教育活動を通して食事を楽しみ、重要性を理解し、主体的に実践できる能力を身に付けられるよう、保護者会や地域企業との交流、産地における生産者との親子体験等を実施します。

② 生きた教材としての給食の充実と活用

保育所給食や学校給食に地場産物を活用した、生産者の顔が見える、安全安心で栄養のバランスの取れたおいしい給食の提供を促進するとともに、食材提供者等と連携した体験学習の実施に努めます。

③ 「食」と「農」に関する体験学習への支援

学校の授業などで、「食」や「農」に関する各種学習に取り組む際に、出前講座や体験学習などの「食農応援メニュー」によりサポートします。

また、生産者の協力を得つつ、作物を育てるところから、食べるところまでの一貫した体験の機会を提供する「教育ファーム」の取組みを促進します。

【食農応援メニュー（そば播種）】



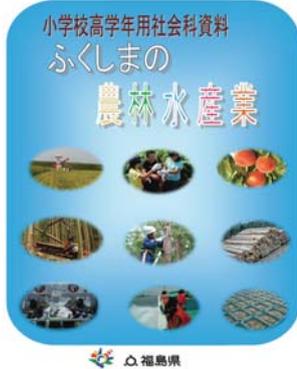
【応援の主なメニュー】

- 出前講座：農林水産業に関する各種情報の紹介
- 体験学習：栽培や調理の指導等
- 施設見学：農林水産業関連施設の見学受入れ
- 情報提供：資料提供、パネルの貸出し等

④ 食育に関する地域の人材活用

栄養教諭等の専門性を生かした食育を学校種に応じて実施するとともに、学校（教職員等）が食や農に関する食育を推進する上で必要な、地域で生産されている農産物の特長や作り方等に関する情報提供を行います。また、関係団体と連携しながら、食や農に関する経験や知識を有する生産者や料理研究家等、食育に関する地域の人材の活用を促進します。

【小学校高学年用社会科資料】



小学校高学年生を対象に、本県農林水産業に対する理解を深めることを目的として、「食」や「農」に関して学べる資料を作成し、県ホームページに掲載しています。

⑤ 「農」を通じた環境教育の実施

子どもたちが農業や食の大切さを学び、環境に対する理解を深めることを目的に、小学校や地域住民等と連携して、農業や自然環境、農村文化などについて総合的に学ぶ体験型の環境教育（農育）や、水田、用排水路等の生きものの調査等を関係機関との連携により実施します。

【田んぼの学校】



農業や食の大切さを学ぶため、農作業の体験活動を支援しています。

### 3 県民運動としての食育の推進

#### (1) 食育推進運動の展開

##### 【現状と課題】

平成 21 年度県政世論調査によると、「食育に関心のある者」は 77.9%、「食育の言葉を知っている者」は 88.2%、「食育の言葉も意味も知っている者」は 55.1%という結果となっており、平成 18 年度と同調査結果の各 74.5%、74.9%、33.6%と比較し、いずれも食育への関心は広がりを見せています（P9.図表 18・19）。

また、食育に関心を持つ理由としては、「子どもの心身の健全な発育のために必要であるから」が 74.7%、「食生活の乱れが問題になっているから」が 68.6%、次いで、「生活習慣病の増加が問題になっているから」が 63.0%で、高い結果となっています。

この調査結果からも、食育についての多様な情報提供に努め、県民一人一人が食育の取組みに参加できる環境をつくっていく必要があります。

また、10 歳～20 歳代の青年層においては、食育への認知度及び関心度が他の年齢層より低く、日ごろ実践している行動では、「朝食を必ず食べる」が 20 歳代で、「栄養バランスの取れた食生活をする」が 10 歳～20 歳代で低い傾向が見られています。

子どもの頃に身に付けた食習慣を大人になって改めることは困難なことから、健康で豊かな人間性が生涯にわたりはぐくめるように、学校における教育活動の一環としてはもちろん、青少年やその保護者に対しても、食に対する関心と理解が深まるよう食育を普及啓発していく必要があります。

さらに、食と農の体験・交流等を通し、「食」は生命と健康の基本であること、その食を生産する農林漁業の重要性、食生活の在り方と食料自給率との間に密接な関連があることなど、県民の「食」に関する理解を促進していく必要があります。

##### 【具体的取組み】

###### ① 「食育月間」、「食育の日」の普及啓発

毎年 6 月の「食育月間」、毎月 19 日の「食育の日」にちなんだ「食育」に関するイベント等の情報収集、提供を行うとともに、生活習慣病予防のための食育の普及啓発活動を重点的に推進することなどにより、「食育」に関する県民の理解を促進します。

② 各種イベント等を通じた食育の推進

食育を通して青少年の健全育成を図るため、青少年育成県民運動（7～8月）など、青少年育成に関するイベントや情報提供活動等を通して食育推進運動の普及啓発を行います。

③ 健康教育等を通じた健康づくり運動の展開

働き盛り世代を対象として、職場における食育に関する健康教室や地域のボランティア団体と連携した料理教室等を通して、地域ぐるみ・職場ぐるみの健康づくり運動の促進を図ります。

④ 豊かな農林漁業を活かした食育の推進

本県は全国有数の農林水産物の生産県であることから、県産農林水産物に関する安全・安心や旬などの情報提供を積極的に行い、県産農林水産物への理解と利用を促進し、県民の健全で豊かな食生活の実現に寄与します。

(2) 市町村、関係団体、食品関係事業者等との連携

【現状と課題】

県民運動として食育の推進を図るためには、関係者の連携・協力が不可欠であり、市町村、関係団体、企業等が連携し、食育を効果的に展開できるよう協力体制を構築していく必要があります。

さらに、食品関係事業者、農林漁業者等、県民に食を提供する関係者や団体が共通認識の下、食育推進のための体制づくりに取り組む必要があります。

【具体的取組み】

① 市町村や関係団体等と連携した食育の推進

食育を県民運動として着実に推進するため、市町村や関係団体、関連事業者等との連携・協働により地域の特性に配慮した食育を推進します。

その際に、本県の食育推進計画のシンボルである「食育標語」と「食育キャラクター」の積極的な活用により、食育推進県民運動の充実を図ります。

【食育標語と食育キャラクター】



標語： 食育で 笑顔と健康 <sup>ゆめ</sup>未来づくり

□キャラクター

福島県食育推進計画の普及啓発を目的に、平成19年度に一般公募により決定しました。ふくしまの「ふ」をモチーフにしており、手に持つものは適宜変更ができます。食育推進の目的であれば、個人、団体、事業所等でも使用可能です。その際は県庁、保健福祉事務所等へ御連絡を。

② 食育推進体制の整備

食育推進運動を県民運動として展開するため、食生活改善推進員やボランティア、NPOなどの地域活動団体、教育関係者、農林水産団体、食品関係事業者等からなる食育推進ネットワーク会議を設置し、県民への食育推進活動の浸透を図ります。

(3) 食育推進ボランティア、NPO等の育成

【現状と課題】

食育を県民運動として推進するためには、それを支える各種団体やボランティア等への支援・協力体制の充実を図る必要があります。

平成 22 年 2 月末現在、県内の NPO 法人（特定非営利団体法人）で「食育」を事業内容に掲げているのは 2 法人、食育に関連する事業内容に掲げているのは 6 法人と非常に少ないのが現状です。

食生活改善推進員は食生活改善の活動を通して、これまでも地域住民の健康づくりに大きく寄与してきましたが、今後は「食育」の推進を担うボランティアとしても大きな役割が期待されています。

都市住民等に農林漁業体験や農山漁村滞在を提供するグリーン・ツーリズム（\*13）は、農作業体験等を通して、食や農への認識を深めるための良いきっかけとなっています。

体験・滞在受け入れの実践者（インストラクター）は 1,475 人、またその受け入れた交流人口は 21 万 8 千人（ともに平成 20 年度）で、より一層の拡大が求められています。

【具体的取組み】

① 食生活改善推進員との協働

県民に身近で、具体的かつきめ細かな食育を推進するために、市町村が育成する食生活改善推進員の組織拡大に向けた支援を行うとともに、その活動を支援しながら共に食育活動を実施します。

【食生活改善推進員と食育アドバイザー】



食生活改善推進員は、市町村のボランティア組織である食生活改善推進員会に所属し、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、「ヘルスマイト」の愛称で地域住民の健康づくり活動を推進しています。

また「食育アドバイザー」として食育に取り組んでいます。

② 食育推進ボランティア、NPO等の育成

地域における食育の推進に向けて、食に関連するボランティア団体やNPO等に対して食育の重要性を啓発するとともにその活動を促進します。

③ 食に関する地域の人材育成

地域の食育を推進・支援する人材を確保するとともに、研修会の開催などにより、より多様で質の高い活動が着実に展開できるよう支援します。

また、学校や地域団体、観光関係団体などに対し、これらの人材に関する情報を提供するとともに、その利用拡大を図ります。

## 4 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進

### (1) 生産者と消費者の交流の促進

#### 【現状と課題】

本県は、米、野菜、果実、畜産物、水産物など豊富で多様な食材に恵まれていますが、消費者と農林漁業の現場との距離が遠くなり、消費者が食べ物の生産過程を身近に知る機会が少なくなってきました。

農林漁業者やJ A（農業協同組合）等の団体では、食や農に関する体験交流等を実施していますが、年間を通じて、計画的に実施している団体は少数であり、県民がこうした体験交流に参加する機会はまだまだ少ない状況にあります。

このため、農林水産物に関する情報や農林水産業の果たしている役割を消費者に的確に伝え、また、消費者の要望を生産者へ伝える食と農の交流を促進することが重要となっています。

また、そうした取組みの一環として、農家民宿などを拠点に、地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムの取組みを一層充実させる必要があります。

#### 【具体的取組み】

##### ① 農業体験交流活動への支援

地域農産物を活用した食の体験交流や生産ほ場、食品工場の見学会を開催し、食の大切さや本県農林水産業の維持・発展の重要性等についての理解を促進します。

##### ② 地域が支える「食」と「農」の体験交流の推進

農林漁業・教育・保健福祉関係者、農産物直売事業運営主体、NPO等と連携して、地域が一体となった食育推進のための地域内ネットワークの構築を支援するとともに、それらネットワークが主体となり、子どもたち及びその保護者などを対象に開催する食育体験・交流活動を支援し、食と農についての理解を促進します。

##### ③ 都市と農山漁村との交流促進

食と農の魅力を満載したグリーン・ツーリズムの体験メニューの情報を発信するとともに、農家民宿の開設を支援するなど、交流人口の拡大により食と農に対する理解促進を支援します。

また、県内の農林水産物に関する調理法等の情報を、ホームページ等の広報媒体を活用して提供し、県産食材への親しみや消費意欲の喚起を図ります。

【消費者と漁業関係者の交流】



漁業関係者が実施するおらが浜自慢料理を題材とした料理教室等、産地及び消費地での地元水産物のPR活動を支援しています。

□地元水産物の消費拡大を図るため実施された「カニ汁」の提供。

**(2) 地域資源の活用促進と地産地消の推進****【現状と課題】**

本県には、豊かな自然やこれまで培われた技術から生産される優れた農林水産物や、これらを原材料とした多彩な加工食品が数多くありますが、一般家庭や飲食店、ホテル・旅館等の宿泊施設などにおける利用は、まだまだ少ない状況にあります。

このため、普段の食生活に県産品が積極的に活用されることにより、本県の風土・歴史・技術・文化などの理解が得られ、地産地消が推進されることが望まれます。

また、食の外部化が進展していることから、農林漁業と関連産業との連携強化や食品関係事業者による県産農林水産物を利用した商品（メニュー）開発の取組みを支援することが必要です。

さらに、若年層を中心に米や野菜、魚介類などの消費量が少なくなっていることから、幼児期から米食や魚食に親しむ機会を増やし、日本型食生活の普及を図る必要があります。

**【具体的取組み】****① 県産品のPRと地産地消の推進**

各種イベントにおける県産農林水産物や農産物加工品の紹介、及び県産品を積極的に取り扱う「ふるさと恵みの店」や「食彩ふくしま地産地消推進店」の認定などにより、県内の一般消費者や飲食店、流通事業者等に、県産品の優位性を積極的にPRし、地産地消の推進を図ります。

**② 県産農林水産物を利用した商品開発とPR**

地域の外食産業・観光産業等が行う、地域農林水産物や伝統野菜等を中心とした魅力あふれる地域の新たな商品開発や、そのPRを支援します。

また、県産農林水産物を積極的に利用する飲食店（食彩ふくしま地産地消推進店）、食品事業者（うつくしま農林水産ファンクラブ事業所会員）を募集し、その取組みをPRすることにより、消費者等への利用の拡大を図ります。

**③ 農産物加工食品の開発と販路拡大への支援**

県の試験研究機関による農産物技術開発を進めるとともに、福島県県産品加工支援センター（平成22年度に設置）を中心に食品加工に関する総合的な支援を強化し、1次、2次、3次産業が相互に連携しながら地域産業の6次化(\*14)を進め、農産物の付加価値の向上を図ります。

また、「ふくしま農商工連携ファンド」や「ふくしま産業応援ファンド（地域資源

活用型)」により、農林漁業者や中小企業者等がそれぞれの強みを生かしながら、新商品の開発や販路開拓等に取り組む事業に対し、助成を行います。

④ 学校給食を通じた地産地消の推進や生産者との交流促進

学校給食における県産農林水産物の積極的な活用を促進するとともに、保護者に対して、多様な本県食材の利用法などを給食だよりや試食会等を通して情報提供します。

また、農林水産団体等が実施する各学校やP T A等の保護者に対する、県産農林水産物等に関する情報提供や児童生徒と生産者との交流活動を支援します。

【学校給食を通じた生産者との交流】



学校給食の食材を提供する生産者の講義や試食会を通して、生産者と児童生徒や保護者との交流を深める活動を支援しています。

【学校給食における地場産物等利用検討会】



学校給食における地場産物等の活用を推進するため、県、市町村、教育事務所、市町村教育委員会、栄養教諭等及び農業団体等からなる検討会を開催し、学校給食への地場産物利用のための促進策及びその実現を検討しています。

【漁業者による児童への食育活動】



漁業者が地元で水揚げされる魚介類を小学校等で紹介する活動に対して、支援しています。

### (3) 食文化の継承を通じた食育の推進

#### 【現状と課題】

本県は、山、川、海から採れる四季折々の食材とともに、各地域において、古くから継承されてきた料理や食文化があり、今後も未来へと引き継いでいく必要があります。

しかしながら、近年の核家族化の進展により、親から子そして孫に引き継がれる機会が少なくなり、加工食品の増加や外食化が進むにつれて、行事食等の伝統料理が忘れられつつあります。

このため、食に関する伝統などを子どもたちが体験できる様々な機会を設けることが必要です。

また、旬の地域農林水産物や中山間地域の特徴ある林産物等を利用した伝統料理などを味わう機会を設けることも必要です。

#### 【具体的取組み】

##### ① 地域の人材による食文化の継承

子どもたちへの食の指導に際して、食文化の専門家や地域の有識者の参画を得て、子どもたちが自分たちの住んでいる地域の食文化を理解し、食の伝統を守り伝え、生かして行こうとする気持ちを育てる活動を推進します。

##### ② 地域の農林水産物を利用した伝統料理教室への支援

農山漁村等の地域の人材の協力を得て、地域の農林水産物を利用した伝統料理教室等を開催し、食を楽しむとともに、本県の豊富な旬の食材、食文化等の理解を促進します。

また、こうした活動の体験や情報、食品関係事業者の取組みをPRし、県内における食文化継承活動を促進します。

#### 【地域農産物を活用した食の体験交流】



地域の食文化を再発見するとともに、豊かな食生活の実践が図られるよう地域農産物を活用した食の体験学習や食品工場の見学会等を開催しています。

【地域の人々による食文化継承活動】



地域の食文化や伝統料理、地域農業に対する理解を深めていただくため、食や農に関する体験交流会を開催しています。

**5 食の安全・安心と環境との共生を重視した食育の推進****(1) 調査研究の推進と情報の提供****【現状と課題】**

マスメディアやインターネットから、健康や栄養、食品に関する情報が比較的容易に得られるようになりましたが、情報量が多い反面、科学的根拠が乏しかったり、真偽が不確かな情報も多くみられる状況があります。

このような情報に惑わされ、健康被害を招くことのないよう、正しい情報を発信していく必要があります。

また、食育の推進に際しての進行管理や新たな課題の抽出のためにも、県民の健康や栄養の状態、食料の生産、流通、消費等に関する調査を実施し、情報提供を行うとともに、先進的な食育の取組みについても情報提供を行う必要があります。

**【具体的取組み】****① 各種調査研究の実施**

県民の栄養状態、食習慣や食料の生産、流通、消費等に関する実態について、定期的に調査を行い、分かりやすい情報として県民に提供します。

**② 食育に関するホームページの充実**

県のホームページに、県民の食に関する各種実態調査の結果や食育に関する各分野、各地域における多様な取組みの情報を掲載し、県民に総合的かつ具体的で分かりやすい情報の提供に努めます。

## (2) 食品の安全性などの情報提供と理解の促進

### 【現状と課題】

近年、輸入食品等による健康被害の発生や食品偽装の問題など、本県においても食品の安全性に対する関心が高まっており、平成21年度県政世論調査においては、「食育に関心がある」という理由に、「食品の安全確保が重要であるから」と回答した人が、平成18年度の22.8%から42%へと倍増しています。

健全な食生活の実践には、食生活や健康及び食品の安全に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食品を選択していくことが必要であり、そのためには、客観的で正確な情報の提供が不可欠です。

このため、食品の安全や表示に関する適切な情報を提供し、子どもたちから、食品の安全性についての理解を深めることによって、県民の健全な食生活を実践する能力を大きく伸ばす必要があります。

農産物に関しても、県民の安全かつ安心なものを求める意識が高まっていることから、農薬の適正使用はもとより、農産物の栽培・飼育履歴が確認できるトレーサビリティシステムの充実等を図り、生産履歴や品質等の情報を県民への的確に提供していく必要があります。

また、有機・特別栽培農産物など化学肥料や化学合成農薬を削減した、安全で安心な農産物の生産拡大を推進していく必要があります。

### 【具体的取組み】

#### ① リスクコミュニケーションの充実

食品の安全に関する県民の知識と理解を深めるため、食の安全・安心推進大会や地域意見交換会及び食品安全推進懇談会を開催し、消費者、生産者、食品関係事業者、専門家等の関係者との情報及び意見交換を行うリスクコミュニケーション（\*15）を積極的に推進します。

#### ② 食の安全性や品質等に関する情報提供

食品の安全性や品質等に関する情報提供をホームページや各種講座、セミナー、体験学習、街頭キャンペーン等を通して積極的に行い、消費者が安心して食品を選択できるよう支援します。

③ 食の安全に関する体験学習の実施

小・中学生が、食中毒や手洗い、食品添加物など食の安全について、正しい知識を身に付けられるよう、保健福祉事務所の食品衛生監視員による食の体験学習を実施します。

④ 食の安全性や品質等に関する指導・相談体制

食品衛生法やJAS法、健康増進法等の関係各法に基づき、県民や事業者に対して食品の安全や衛生、表示等に関する必要な指導を行うとともに、苦情や相談などに的確に対応します。

⑤ 食の安全を発信する飲食店等の登録

自主的な衛生管理に積極的に取り組む「ふくしま食の安全取組宣言の店」の登録を通し、県民が安心できる食事環境を整えます。

⑥ 安全・安心な農産物の提供

安全・安心な農産物を提供するため、生産段階における農薬等の適正使用の徹底やGAP（農業生産工程管理手法）の普及拡大などを図ります。

また、トレーサビリティシステムの導入を支援し、消費者に情報提供することにより、県産農産物への信頼確保に努めます。

**(3) 環境と共生する農業の理解促進と「もったいない運動」の推進****【現状と課題】**

自然環境と共生し、限りある資源を有効に活用する循環型社会の構築を図るため、農業生産の現場においては、化学肥料や化学合成農薬の使用を控えた農産物等の生産が進んできています。

こうした農業に取り組むエコファーマーの認定件数は日本一であり、地域におけるたい肥等の有機性資源の循環利用は図られてきているものの、より一層の活用が求められています。

一方、消費者の環境と共生する農業に対する理解は進んでいるものの、十分とはいえません。

また、食べ残し等によって廃棄される食品の環境への影響も見過ごせない状況です。

このため、農林水産業や農村から発生する有機性資源の利用を進めながら、環境と共生する農業を展開していくとともに、「もったいない」の心をはぐくむことが重要となっています。

**【具体的取組み】****① 環境と共生する農業の理解促進**

環境と共生する農業について、広く県民の理解を促進するため、生産者と消費者との体験交流等の活動を活発化させるとともに、積極的に各種メディアを活用した広報を行います。

**② 環境と共生する農業の推進**

地域におけるたい肥等の有機性資源を活用し「有機栽培」、「特別栽培」及び「エコファーマーによる栽培」等の技術普及を推進するとともに、エコファーマーを育成し、環境と共生する農業の全県的な拡大を図ります。

**③ 「もったいない」の心を生かした食育の推進**

県民一人一人の「もったいない」の心を生かした取組みを促進し、無駄なく料理をし、食べ残しをしない等の実践を通して、「食の大切さ」の理解と「食への感謝の気持ち」を醸成します。

【もったいない 50 の実践】



県民からの提案をもとに 50 項目を選定したもの。  
そのうち、食に関する項目の一部を示す。

- 料理は食べられる量だけ作りましょう。
- 食べ残しをしないようにしましょう。
- 料理方法を工夫して、材料を無駄なく使い切りましよう。
- ばら売りや量り売りを利用しましょう。

(「福島県循環型社会形成推進計画」から)

## VIII 参考資料

## 用語の説明

## (\* 1) メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)

: 糖尿病などの生活習慣病は、それぞれの病気が別々に進行するのではなく、おなか周りの内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満が大きいかかわっている。この内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常を合わせ持った状況を「メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)」という。

それらが重なると、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症の可能性が飛躍的に高まり、内臓脂肪を減少することで、それらの発症リスクは低くなる。

【メタボリックシンドロームが強く疑われる者: 該当者】

腹囲: 男性 $\geq 85$  cm、女性 $\geq 90$  cm かつ 次の3項目中2つ以上該当する者

①HbA1c $\geq 5.5\%$  又は、インスリン注射又は血糖を下げる薬服用

②収縮期血圧 $\geq 130$  mmHg かつ 又は拡張期血圧 $\geq 85$  mmHg、又は血圧を下げる薬服用

③HDLコレステロール $< 40$  mg/dl、又は、コレステロールを下げる薬服用

【メタボリックシンドロームの可能性が考えられる者: 予備群】

腹囲: 男性 $\geq 85$  cm、女性 $\geq 90$  cm かつ 上記の3項目中1つ以上該当する者

(\* 2) 食の外部化率: 飲食店等で食事をする外食はもとより、従来、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存することを表す。食品産業界ではこのような消費動向に合わせて、調理食品やそう菜、弁当などの「中食(なかしょく)」の進展が見られており、こうした動向を総称して「食の外部化」といい、その割合を「食の外部化率」という。

(\* 3) 年齢調整死亡率: 死亡数を人口で除した通常の死亡率を比較すると、高齢者の多い地域では高く、若年者の多い地域では低くなる傾向があるため、このような年齢構成の異なる地域間比較のために、一定の年齢構成を有する人口集団に合わせて調整した死亡率を「年齢調整死亡率」という。

(\* 4) 肥満傾向児: 性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者をいう。

$$\text{肥満度} = (\text{実測体重} - \text{身長別標準体重}) \div \text{身長別標準体重} \times 100\%$$

(\* 5) 食料自給率 (カロリーベース)

: 食料自給率とは、国内の食料消費が国内の農業生産で、どの程度賄えているかを示す指標のことである。算出の仕方は、米、野菜、魚など、重さが異なる全ての食料を足し合わせ計算することになるため、その食料に含まれるカロリーを用いて計算した自給率のことを「カロリーベースの食料自給率」という。

(\* 6) 地産地消: 地元で生産されたもの(農産物や水産物)を地元で消費することをいう。生産者と消費者の距離が近くなり、消費者の地場産物に対する愛着心や安心感の深まり、地場産物の消費拡大にも結びつく。

(\*7) **食事バランスガイド**：平成17年度に「食生活指針」を具体的な行動に移すための手段として、厚生労働省と農林水産省が策定したもので、食事の望ましい組み合わせや目安量をコマのイラストで分かりやすく示したものである。

一人一人が食生活を見直すきっかけとなるよう多くの人に活用されることが期待されている。

(\*8) **NPO**：「非営利組織」のこと。

(\*9) **BMI**：成人の肥満度を表す指標として用いられる指数のこと。

◇算出方法  $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

◇判定  $BMI < 18.5$ ：やせすぎ  $18.5 \leq BMI < 25.0$ ：普通

$BMI \geq 25.0$ ：肥満

(\*10) **中食（なかしょく）**：レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食（うちしょく）」の中間にあつて、市販の弁当や惣菜等、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校・屋外等へ持ち帰って食べる食品の総称である。

(\*11) **日本型食生活**：米を中心に、魚介、大豆製品、野菜などの昔から日本で食べられてきた食材に、肉類や乳製品、油脂類などの食材がバランスよく加わった食生活のことで、栄養バランスに優れており、健康的な食事であると評価されている。

(\*12) **食育推進コーディネーター**：各学校における食育推進の中心的担い手をいう。

(\*13) **グリーン・ツーリズム**：都市に住んでいる人が、農山漁村の民宿やペンション等に宿泊し、農山漁村生活や農林漁業体験を通じて、地域の人々と交流し、山や川、海、田園などのふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことをいう。

(\*14) **地域産業の6次化**：豊かな農林水産業を基盤として、1次・2次・3次の各産業分野において、多様な主体が自らの強みを生かして他産業にも分野を拡大し、または相互に連携しながら付加価値を向上・創造する取組みをいう。

(\*15) **リスクコミュニケーション**：リスク（悪い状況を招く可能性）を完全になくすことは不可能であり、様々なところに、リスクは存在している。これらのリスクに関して、正確な情報を共有するために、行政、消費者、事業者、研究者、その他の関係者等で情報や意見を交換することをいい、その意見交換の結果であるリスクの評価やリスク管理に関する決定事項の説明も含まれる。

## 食育基本法の概要

平成 17 年 6 月 17 日公布

平成 17 年 7 月 15 日施行

### 1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。（第 1 条）

### 2 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関係事業者、国民等の責務を定める。（第 9～13 条）
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。（第 15 条）

### 3 食育推進基本計画の作成

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
  - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
  - ②食育の推進の目標に関する事項
  - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項等（第 16 条）
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。（第 17～18 条）

### 4 基本的施策

- ①家庭における食育の推進（第 19 条）
- ②学校、保育所等における食育の推進（第 20 条）
- ③地域における食生活の改善のための取組の推進（第 21 条）
- ④食育推進運動の展開（第 22 条）
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（第 23 条）
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等（第 24 条）
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（第 25 条）

### 5 食育推進会議

- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25 名以内で組織する。（第 27～29 条）
- (2) 食育推進基本計画の案を作成し、及びその他食育の推進に関する重要事項の審議、施策の実施を推進する。（第 26 条）
- (3) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。（第 32～33 条）

## 国の食育推進基本計画の概要

平成 18 年 3 月 31 日食育推進会議決定

### はじめに

- ◇ 計画期間は平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間

### 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- 1 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 2 食に関する感謝の念と理解
- 3 食育推進運動の展開
- 4 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- 5 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 6 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- 7 食品の安全性の確保等における食育の役割

### 第2 食育の推進の目標に関する事項

- 1 食育に関心を持っている国民の割合（70%→90%）
- 2 朝食を欠食する国民の割合（子ども 4%→0%、20 代男性 30%→15%  
30 代男性 23%→15%）
- 3 学校給食における地場産物を使用する割合（21%→30%）
- 4 「食育バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合（60%）
- 5 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合（80%）
- 6 食育の推進に関わるボランティアの数（20%増）
- 7 教育ファームの取組がなされている市町村の割合（42%→60%）
- 8 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60%）
- 9 推進計画を作成・実施している自治体の割合（都道府県 100%、市町村 50%）

### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

- 1 家庭における食育の推進
- 2 学校、保育所等における食育の推進
- 3 地域における食生活の改善のための取組の推進
- 4 食育推進運動の展開（食育月間（毎年 6 月）、食育の日（毎月 19 日））
- 5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- 6 食文化の継承のための活動への支援等
- 7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

### 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ◇ 都道府県等による推進計画の策定促進、基本計画の見直し等

## 福島県食育推進ネットワーク会議設置要綱

### (目的)

第1条 福島県では、すべての県民が、生涯にわたって健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育み、食を通して健やかで心豊かに生活できる社会を目指し、「食育」を県民運動として推進するために「おいしくイキイキ食育プラン～福島県食育推進計画」（以下「計画」という。）を策定した。

この計画に基づき、県内各地域において地域の実情に見合った食育を推進するため、広く関係者から意見を求め、横断的に関係組織が食育に取り組むことができるよう「福島県食育推進ネットワーク会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 会議は、その目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 食育の推進に関すること
- (2) 食育の普及・支援に関すること
- (3) 計画の進行管理に関すること
- (4) その他、食育に必要と認められる事項に関すること

### (構成)

第3条 会議は、別表に掲げる団体から推薦された委員及び公募による委員をもって構成し、委嘱又は、指名する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、健康増進課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月30日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 福島県食育推進ネットワーク会議委員名簿

	団 体 名	職 名	氏 名
1	福島大学人間発達文化学類	准 教 授	中村 恵子
2	会津大学短期大学部	教 授	安江 俊二
3	(社) 福島県栄養士会	会 長	鈴木 里子
4	(社) 福島県医師会	常任理事	本多 静香
5	(社) 福島県歯科医師会	理 事	村澤 健一
6	福島市健康福祉部健康推進課	参事兼課長	佐藤 太
7	西郷村教育委員会学校教育課	課 長	近藤富美雄
8	三春町保健福祉課	課 長	遠藤 誠作
9	(社) 福島県食品衛生協会	会 長	大内 健助
10	(社) 福島県調理師会	会 長	鬼頭 弘次
11	福島県食品産業協議会	会 長	岸 秀年
12	福島県生活協同組合連合会	専務理事	佐藤 一夫
13	福島県農業協同組合中央会	組織経営部長	佐藤 達彦
14	(社) 福島県畜産振興協会	会 長	但野 忠義
15	全国女性農業経営者会議福島支部	支 部 長	安齋さと子
16	農産物直売所 (株)ジェイあぐりすかがわ岩瀬	企画管理部チーフ	澤山 聖美
17	福島県保育協議会	給食担当者部会長	鈴木 京子
18	福島県小学校長会	事務局長	平田 州一
19	福島県PTA連合会	会 長	浪岡 真澄
20	福島県高等学校長協会	家庭部会長	菅野 元一
21	福島県食生活改善推進連絡協議会	会 長	須釜 千代
22	一般公募		渡部 由美
23	一般公募		森 しげ

任期：平成21年12月1日～平成23年11月30日（2年間）